八尾市芸術文化推進基本計画

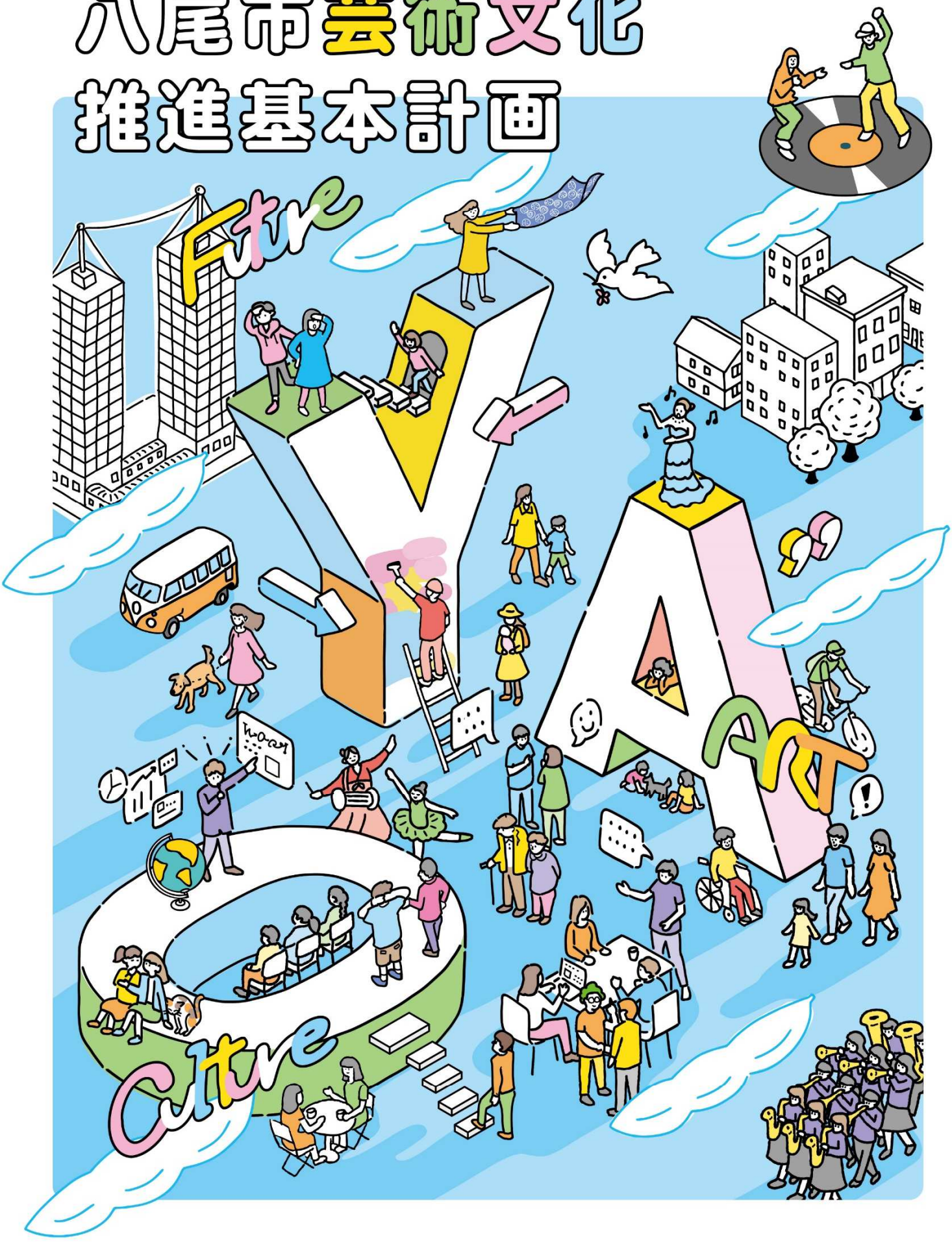

八尾市
YAO CITY

芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくりをめざして

八尾市は、古くから大和（やまと）と難波（なにわ）を結ぶ要所、河内の中心として栄えてきました。中世の自治都市「寺内町」や河内音頭などの歴史文化が、まちを支える人々によって脈々と受け継がれ、現代においては、八尾市文化会館をはじめ、市内の様々な場所で、芸術文化活動が行われています。

近年、芸術文化を取り巻く社会動向は大きく変化しており、国は、平成 29 年に「文化芸術基本法」を改正、平成 30 年に「文化芸術推進基本計画（第１期）」を策定しました。国の計画では、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携させるよう配慮すること等が求められています。

本市におきましては、「活力にあふれ、生き生きと働き、暮らし、及び活動する人をつくること、つながりと優しさのある社会をつくること、並びに個性豊かで活力のあるまちをつくること」を目的に掲げる「八尾市芸術文化基本条例」を令和４年３月に制定し、芸術文化による創造及び交流の基盤を形成していく方向性を打ち出しました。

このような中、「第２次八尾市芸術文化振興プラン」の計画期間が終了することから、同プランの総括、国の動向、八尾市第６次総合計画の策定や基本条例の制定といった本市の芸術文化を取り巻く状況を踏まえ、このたび、「八尾市芸術文化推進基本計画」を策定いたしました。

本計画では、八尾市芸術文化基本条例に定める「市の取組」を総合的かつ計画的に推進していくため、「芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」を計画目標と定めて、取り組みを進めてまいります。皆様におかれましては、本計画の推進に、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ならびにご提案をいただきました八尾市芸術文化振興審議会委員の皆様をはじめ、ご尽力いただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

令和４年６月

八尾市長　大松 桂右

目　　次

第１章　計画策定の基本的な考え方　1

八尾市がめざす将来像（ビジョンマップ）……2
1．計画策定の経緯及び目的……4
2．基本条例と計画の関係……6
3．計画期間……7
4．計画で取り組む芸術文化の範囲……7

第２章　推進内容及び方法　9

1．施策と主な取り組み……10
施策１　芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備……12
施策２　芸術文化につながる機会の提供……16
施策３　芸術文化を深く味わう機会の提供……18
施策４　自由な芸術文化活動のための環境の整備……20
施策５　芸術文化を通じた子どもの育み……22
施策６　芸術文化を通じた地域の活性化……24
施策７　芸術文化によるまちの魅力発信……26
2．リーディングプロジェクト*……28
3．計画の推進に向けて……29

第３章　八尾市の芸術文化を取り巻く状況など【資料編】　33

1．八尾市芸術文化基本条例……34
2．八尾市の芸術文化振興を取り巻く社会動向……37
3．「第２次八尾市芸術文化振興プラン」の評価……39
4．団体ヒアリング調査・ワークショップ開催結果……42
5．八尾市芸術文化振興審議会委員名簿……45
6．「八尾市芸術文化推進基本計画」の策定経過……46

用語解説……48

※本文中に「＊」をつけている用語は、48 ページからの用語解説を参照してください。

第１章

計画策定の基本的な考え方

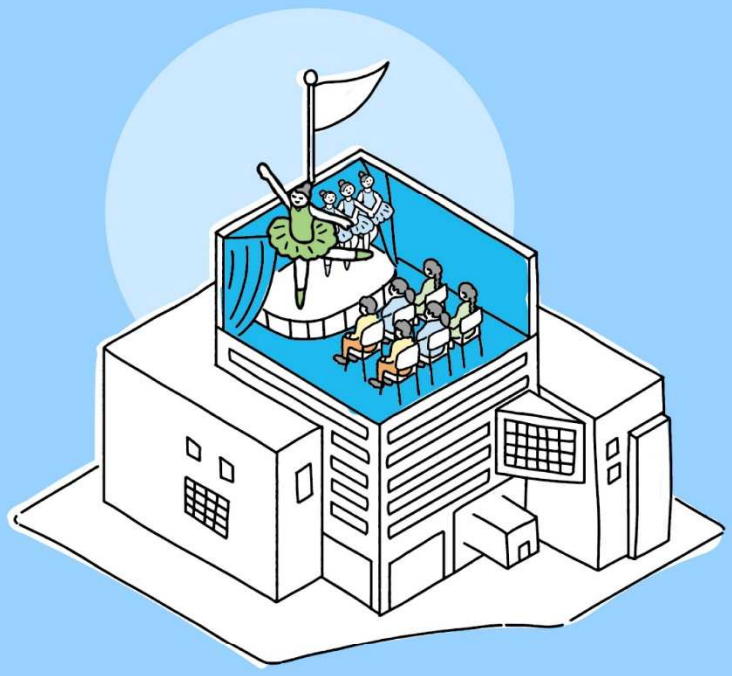

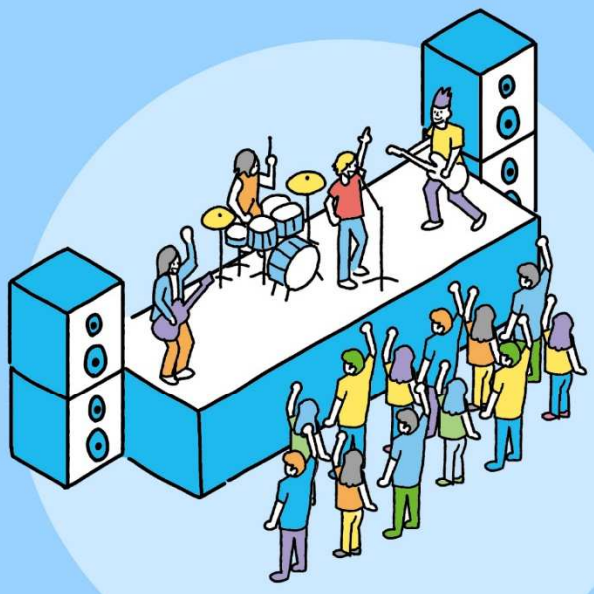

YAO COMMONS FIESTA
市民の芸術文化活動が盛んに行われています。
芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。
八尾市芸術文化ビジョンマップ

このビジョンマップは、「八尾市芸術文化推進基本計画」の計画終了年度である令和10年度の八尾市の様子をイメージして描かれています。このビジョンマップのような、誰もが芸術文化につながるまちの姿をめざして計画を推進していきます。

１．計画策定の経緯及び目的

本市では、平成 23 年３月に「第２次八尾市芸術文化振興プラン」（当初計画期間：平成 22 年度～令和２年度。その後令和４年６月まで延長。）を策定し、「生活文化を基盤にし、芸術文化が発展し、芸術文化が生活を豊かにする」という考え方のもと、文化会館「プリズムホール」を拠点として芸術文化振興に取り組んできました。

一方、この 10 年間で芸術文化を取り巻く社会動向は大きく変化しています。国は平成 29 年に「文化芸術基本法」を改正、平成 30 年に「文化芸術推進基本計画（第１期）」を策定しました。この計画では文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携させるよう配慮すること等が求められています。

また、本市では令和３年２月に「八尾市第６次総合計画『八尾新時代しあわせ成長プラン』」（計画期間：令和３年度～令和 10 年度）を策定し、「施策８　芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」のめざす姿として、次の４点を掲げています。

八尾市第６次総合計画 「施策８ 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」でめざす姿

- ●市民の芸術文化活動が盛んに行われています。
- ●身近に芸術文化に触れることができる機会があります。
- ●街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感じることができます。
- ●芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。

令和４年３月には、「八尾市芸術文化基本条例」（以下、「基本条例」という。）が制定され、「活力にあふれ、生き生きと働き、暮らし、及び活動する人をつくること、つながりと優しさのある社会をつくること、並びに個性豊かで活力のあるまちをつくること」を目的として、この達成に向けて、「基本理念」及び「市の取組」を定め、芸術文化による創造及び交流の基盤を形成していくとしています。（次ページ参照）

「第２次八尾市芸術文化振興プラン」の計画期間が終了することから、同プランの評価、国の動向、八尾市第６次総合計画の策定、基本条例の制定といった本市の芸術文化を取り巻く状況（第３章参照）を踏まえ、「八尾市芸術文化推進基本計画」を策定します。

本計画は、基本条例に定める「市の取組」を総合的かつ計画的に推進していくため、八尾市第６次総合計画の施策８「芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」を計画目標と定めて、取り組みを進めていきます。

図１　計画策定の経緯

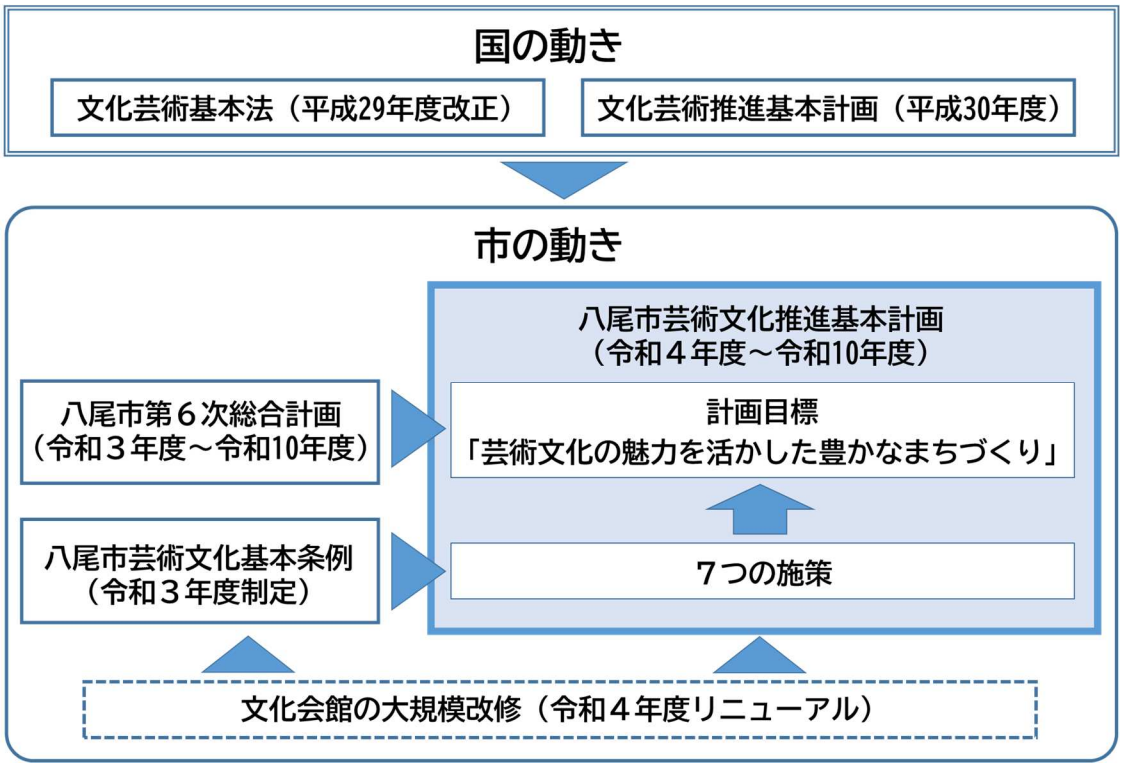

図２　八尾市芸術文化基本条例

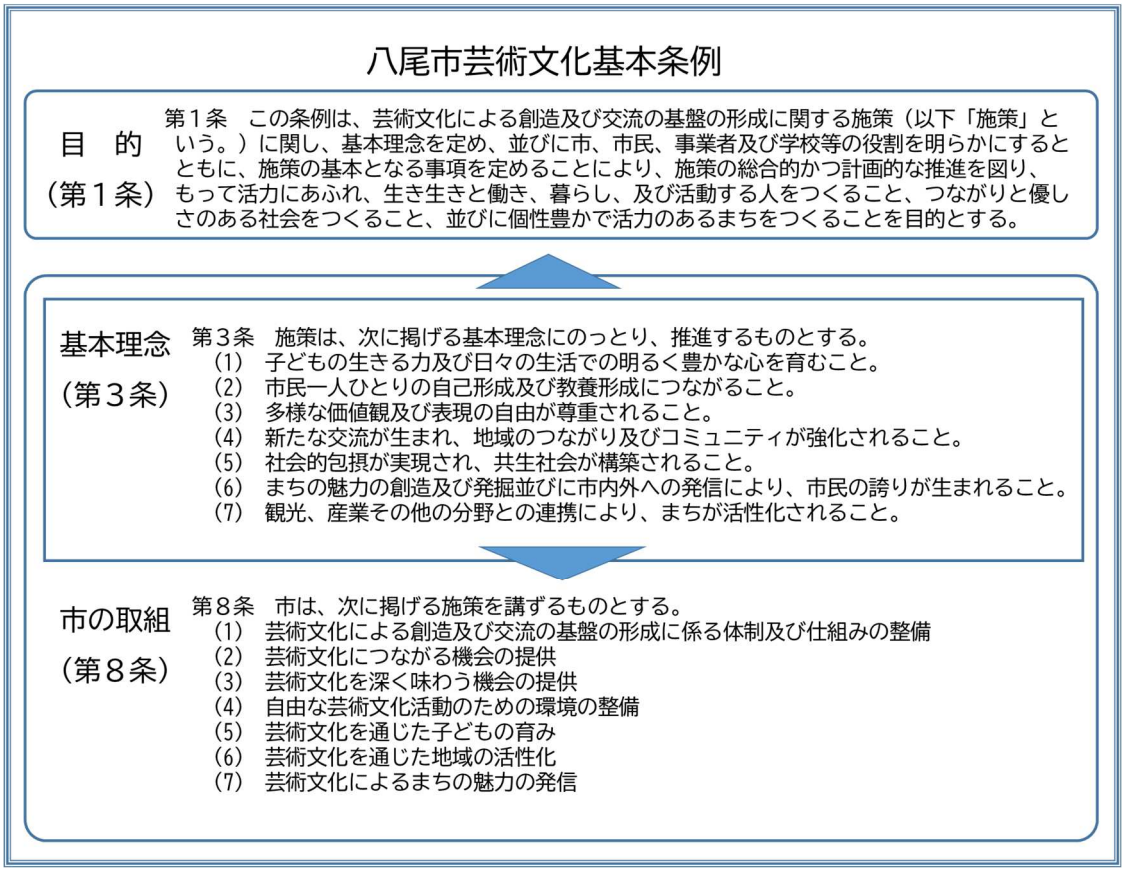

２．基本条例と計画の関係

基本条例と本計画の関係は、下の図のとおりです。

基本条例の目的達成のため、基本条例の第８条で基本理念に基づき「市の取組」として規定している７つの施策を、本計画における施策とします。

図３　基本条例と計画の関係

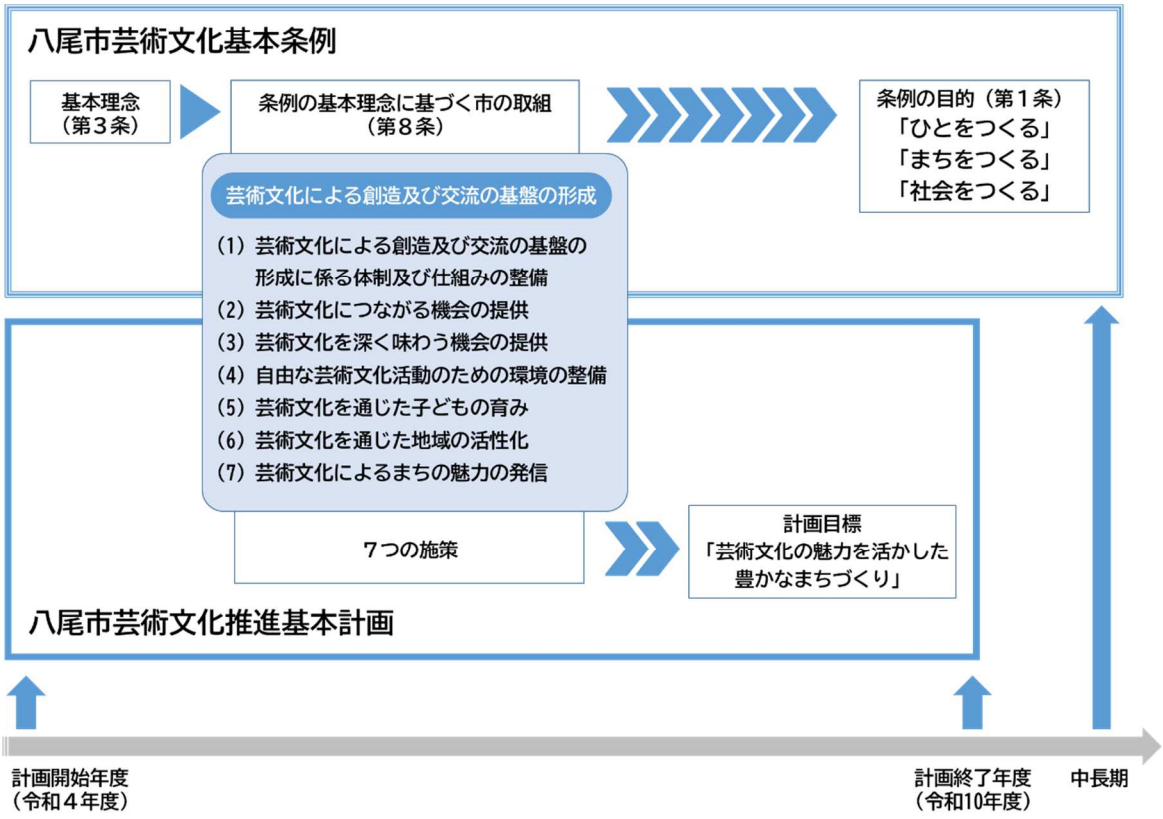

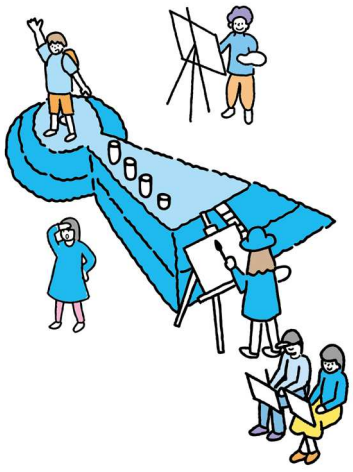

3．計画期間

この計画の計画期間は、八尾市第６次総合計画の終了年度に合わせ、令和４年度から令和10年度までの７年間とします。

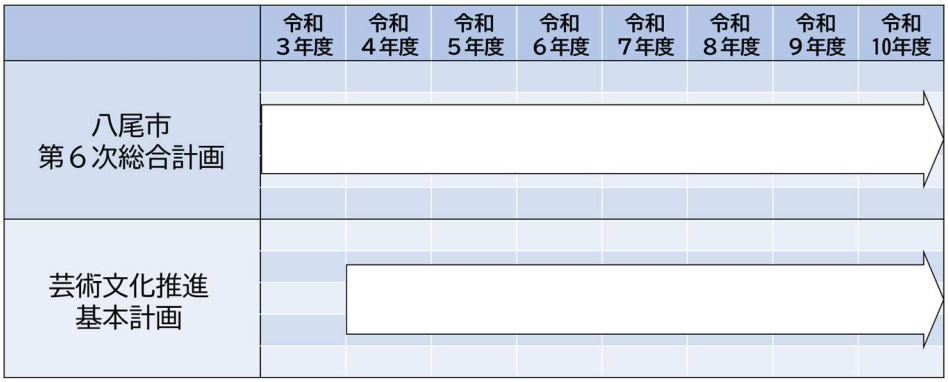

4．計画で取り組む芸術文化の範囲

芸術文化は非常に幅の広いものですが、本計画では基本条例の中で定義された、文化芸術基本法第８条から第11条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能及び芸能をいい、同法第12条に規定する生活文化、国民娯楽及び出版物等を含むものとします。なお、同法第13条に規定する文化財等の保存及び活用に関しては、本市には八尾市文化財保護条例があり、文化財の保存・活用に関する計画を別途策定予定であることから、独立させた取り扱いとし、芸術文化の範囲には含めていません。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化 国民娯楽・出版物等	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化 囲碁、将棋、その他の国民的娯楽 出版物、レコード等

コラム

「文化芸術」と「芸術文化」について

本市では「芸術文化」の範囲として、これまで「第２次八尾市芸術文化振興プラン」において、国が「文化芸術振興基本法」で規定していた「文化芸術」の範囲の内、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能を対象とする範囲と定義し、芸術を中心に芸術文化を振興してきました。
一方、同法で規定する「文化芸術」の範囲の内、生活文化、国民娯楽及び出版物等や文化財等に関しては、教育委員会が中心となり施策を進めてきました。

その後、平成 29 年に同法は「文化芸術基本法」に改正され、「文化芸術」の価値の幅広い活用が盛り込まれ、また、市の機構改革により文化振興を担当する部局が一元化されたことから、独立した取り扱いとなる文化財等を除き、国が「文化芸術」として規定する範囲を基本条例及び本計画の対象としています。

なお、国が規定する「文化芸術」と範囲が異なることや、生活文化等の活動初期段階は教育委員会で取り扱うことから、基本条例及び本計画においては、引き続き「芸術文化」の文言を使用しています。

第２章

推進内容及び方法

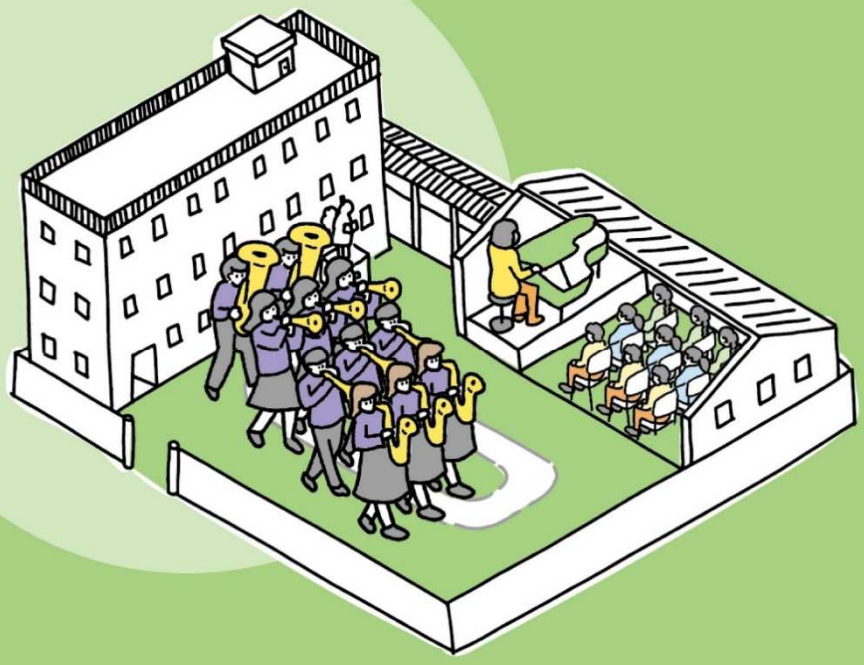

１．施策と主な取り組み

本市における芸術文化の振興では、文化会館における多彩な事業展開と併せて、市民による多様な芸術文化活動が市内の様々な場所で展開されています。このような芸術文化の鑑賞・創造活動を通じた“つながり”や“広がり”により、人が育ち、人と人との交流が活性化されていきます。そして、芸術文化が他の分野と連携することは、八尾のまちに元気をもたらし、八尾の魅力の発信にもつながります。

本計画では、計画目標である「芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」に向けて、次の７つの施策に沿った取り組みの方向性を示すことで、基本条例で掲げる、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく「創造及び交流の基盤」の形成を図っていきます。

また、この芸術文化による創造及び交流の基盤を「やおうえるかむコモンズ」（以下、「コモンズ」という。）と名付け、市民が親しみを持てる取り組みとして展開していきます。（14ページを参照）。

	芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備	すべての取り組みを支える土台となる、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に向けて、推進会議等の体制の整備や情報共有、コーディネーターの育成などの仕組みづくりを進めます。
	芸術文化につながる機会の提供	市民の誰もが、八尾市文化会館をはじめ、市内の様々な場所で芸術文化に触れることができる機会の提供や、気軽に相談できる相談窓口の設置等の施策を進めます。
	芸術文化を深く味わう機会の提供	市民が芸術文化の鑑賞や活動により深く親しみ、味わうことができるよう、多様な芸術文化の鑑賞や活動の機会提供等の施策を進めます。
	自由な芸術文化活動のための環境の整備	芸術文化活動の活発化に向けた環境整備や、芸術文化による交流の拡大、創造及び交流の基盤から新たな活動の場を生み出すような施策を進めます。
	芸術文化を通じた子どもの育み	学校等や地域の中で子どもが芸術文化に触れる機会の提供や、未就学児でも楽しめる機会を創出する施策を進めます。
	芸術文化を通じた地域の活性化	芸術文化が持つ様々な価値を生み出す力を活かし、地域の活性化や社会的課題の解決、異文化交流の推進等の施策を進めます。
	芸術文化によるまちの魅力の発信	八尾の伝統文化を次世代に継承し発展させる取り組みを進めながら、新しい芸術文化も生み出し、それらを八尾の魅力として発信するような施策を進めます。

事業一覧表の凡例

12 ページ以降の各施策の事業一覧表の凡例は次のとおりです。

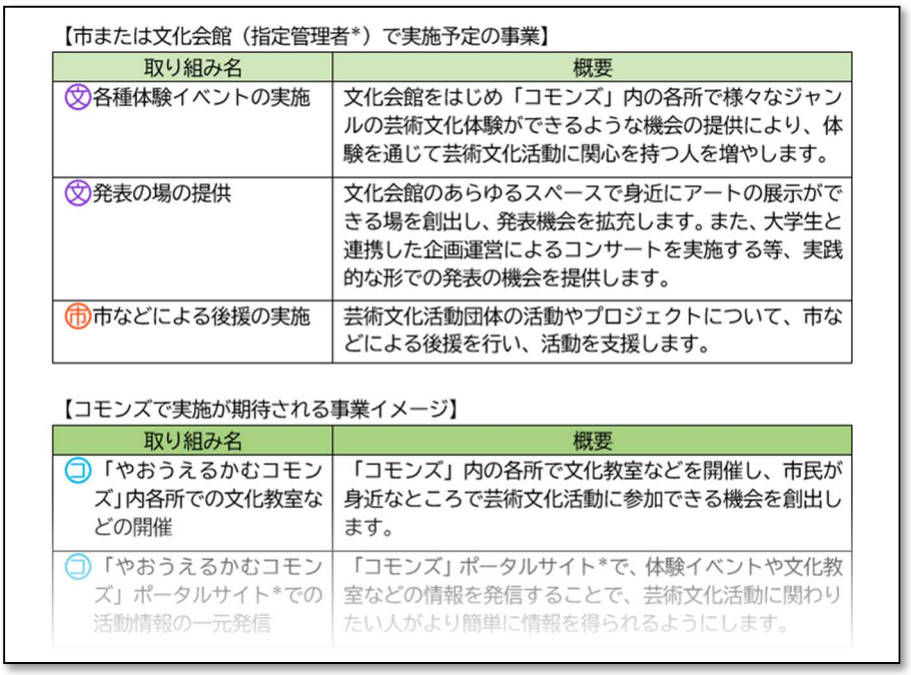

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊍各種体験イベントの実施	文化会館をはじめ「コモンズ」内の各所で様々なジャンルの芸術文化体験ができるような機会の提供により、体験を通じて芸術文化活動に関心を持つ人を増やします。
㊍発表の場の提供	文化会館のあらゆるスペースで身近にアートの展示ができる場を創出し、発表機会を拡充します。また、大学生と連携した企画運営によるコンサートを実施する等、実践的な形での発表の機会を提供します。
㊌市などによる後援の実施	芸術文化活動団体の活動やプロジェクトについて、市などによる後援を行い、活動を支援します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐「やおうえるかむコモンズ」内各所での文化教室などの開催	「コモンズ」内の各所で文化教室などを開催し、市民が身近なところで芸術文化活動に参加できる機会を創出します。
㊐「やおうえるかむコモンズ」ポータルサイト*での活動情報の一元発信	「コモンズ」ポータルサイト*で、体験イベントや文化教室などの情報を発信することで、芸術文化活動に関わりたい人がより簡単に情報を得られるようにします。

㊌・㊍：市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業

計画期間の７年間に市または文化会館（指定管理者*）が実施または実施を予定する事業です。

- 『市が取り組むもの』は、市が実施を予定する事業で、事業化する際には、改めて市の実施計画等に位置付け、予算も計上していきます。
- 『文化会館（指定管理者*）が取り組むもの』は、現在の指定期間（令和３年度から令和９年度）の指定管理業務として実施する予定の事業です。

㊐：コモンズで実施が期待される事業イメージ

計画期間の７年間に「コモンズ」が取り組むことが期待される事業です。取り組みのパターンとして次の３つを想定しています。

パターンＡ（リーディングプロジェクト*）

コモンズ推進会議の幹事会で企画立案し、コモンズ推進会議でリーディングプロジェクト*として総体的に取り組むことが期待される事業

パターンＢ

コモンズ推進会議の全体会のサロンなどで交流を深めたコモンズ形成主体*同士（活動団体⇔活動団体、個人のアーティスト⇔活動拠点、活動団体⇔活動拠点など）が、新たなイベントを立ち上げるなど、一緒になって取り組むことが期待される事業

パターンＣ

コモンズ形成主体*が、これまでも行っている事業（イベント等）を引き続き行うもので、コモンズポータルサイト*の活用などで、より広い情報発信や新たな参加者の獲得が期待される事業

施策 1 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備

本市の芸術文化活動の有機的なネットワークである「コモンズ」の形成に向けて、基礎となる体制や仕組みづくりを進めます。

①推進体制の整備

「コモンズ」の形成をめざして、やおうえるかむコモンズ推進会議（以下、推進会議という）を設置します。推進会議では、芸術文化活動を行っている団体や拠点、芸術文化関連事業者など、多様な形成主体*により構成される「全体会」と、中心的な形成主体*により構成され、「コモンズ」の形成に向けた具体的な手法や推進会議の運営方法等を検討する「幹事会」を設置・運営します。

また、「コモンズ」を市内全域に広げて充実させていくために、「コモンズ」の形成主体*の拡充に取り組みます。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㋐「やおうえるかむコモンズ」の推進に向けた会議体の設置・運営	多様な形成主体*が参加する形で「コモンズ」を形成していくために推進会議を設置し、会議内に全体会と幹事会を設置します。 （詳細は「３ 計画の推進に向けて」29 ページを参照）
㋑「やおうえるかむコモンズ」への形成主体*の参画の促進	「コモンズ」に参画する主体を増やし、創造と交流の場を市内全域に広げていきます。

②情報基盤の整備

八尾市に関わる芸術文化情報の収集と発信を一元管理する「コモンズ」のポータルサイト*を構築し、その運営を行います。

また、芸術文化拠点でのＩＣＴ*を活用した活動を促進し、発信力を高めるための取り組みを行います。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㋕「やおうえるかむコモンズ」ポータルサイト*の構築・運営	芸術文化に関する施設やイベントなどの情報を一元的に発信していく「コモンズ」ポータルサイト*を構築し、その運営を行います。また、サイト内には、活動団体や市民が活動を発表・共有できるような仕組みを設けることを考えます。
㋖芸術文化拠点のＩＣＴ*活用支援	様々な芸術文化拠点がＩＣＴ*を活用したイベントや動画配信等を実施できるよう、設備の活用支援や活用事例の共有等を進めます。

③コーディネーターの活動支援

「コモンズ」を形成するためには、多様な形成主体*間を結びつけ、それぞれの形成主体*が独自に、あるいは協働して行う取り組みに伴走しながら支援するコーディネーターの存在がとても重要です。そのため、コーディネーターの育成に取り組みます。

また、「コモンズ」における各プロジェクトが、コーディネーターの伴走支援を受けられる仕組みを整備します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㋕コーディネーターの育成	コーディネーターを育成するための研修会や、ネットワーク形成に向けた講演会などを実施し、コーディネーターの育成に取り組みます。
㋖コーディネーターによるプロジェクトの伴走支援	複数の形成主体*が参加するプロジェクトや初めて単独で開催するイベント等を、コーディネーターが伴走しながら支援できるような環境を整えます。

やおうえるかむコモンズとは

八尾市には、八尾市文化会館をはじめ、鑑賞や創作・発表活動の拠点となる様々な場所が存在し、それぞれの場所で様々な芸術文化活動が行われています。しかし、個人のアーティストや個々の活動拠点だけでは、活動の幅や情報の発信にも限界があり、市全体としての動きにはつながっていないのが実情です。

そのため、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワーク「やおうえるかむコモンズ」を形成することで、形成主体*が互いに協力し合い、八尾の芸術文化を活性化させる取り組みを進めます。

イメージ図

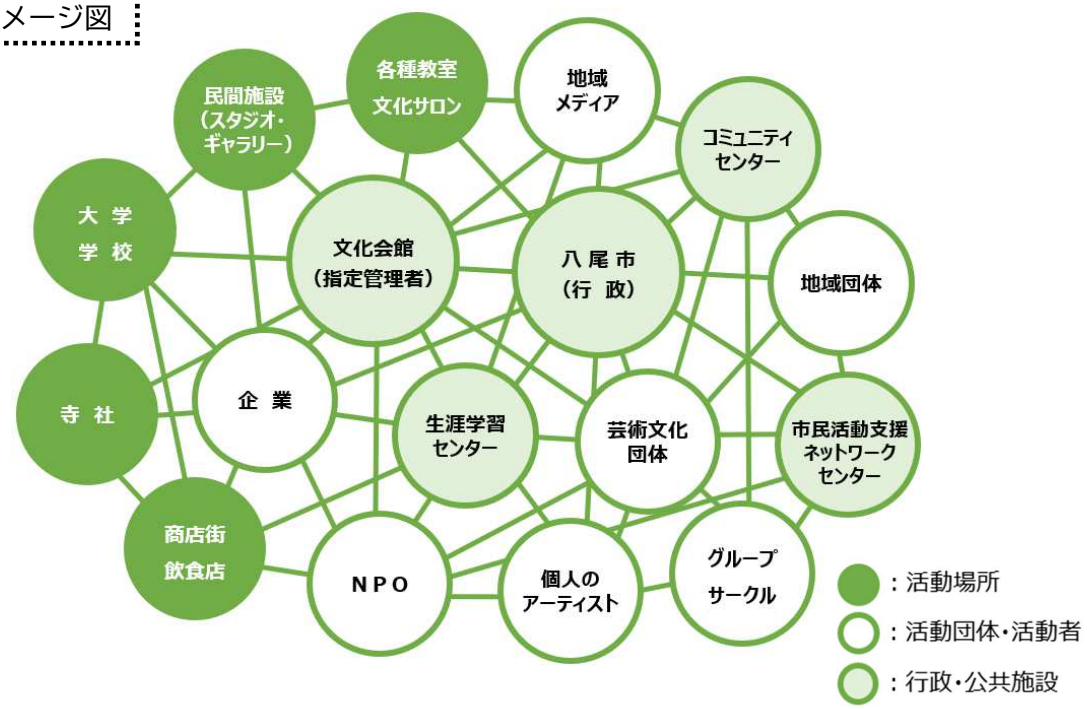

- 市民は文化会館や生涯学習センターをはじめとする公共施設や民間施設、学校などのさまざまな活動場所で、個人あるいは芸術文化団体やサークルなどの様々な活動団体に加わり活動しています。こうした活動場所や活動団体が「やおうえるかむコモンズ」により結びつけられ、このネットワークが発展していくことにより、市民は市内のいたるところで、芸術文化に関する情報を入手することができ、芸術文化に触れたり参加したりする機会を得ることができるようになります。
- 文化会館は本市の芸術文化振興の拠点として、様々な活動場所や活動団体とつながり、「やおうえるかむコモンズ」の形成の中心的な役割を担うとともに、市は「やおうえるかむコモンズ」が、継続的に機能していくように、制度を設計し、各形成主体*の円滑な連携を図ることが必要です。
- 「やおうえるかむコモンズ」を機能させるためには、それぞれの形成主体*の組織内及び組織外をつなぐ「コーディネーター」の存在が重要となります。

「やおうえるかむコモンズ」を形成するために

推進体制の整備　情報基盤の整備　ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの活動支援

交流の場を設置する
芸術文化に関する活動場所や活動団体が交流し、情報交換に取り組む。

連携の機会を提供する
類似の事業・イベント等について、相互に連携し、合同開催等を検討する。

情報共有の仕組みを構築する
芸術文化に関する活動場所や活動団体等の情報を収集・共有し、相互連携を図る。

「コモンズ」形成主体*を拡充する
「コモンズ」形成主体*である活動団体や活動場所を相互支援しながら増やしていく。

「やおうえるかむコモンズ」の形成によってできること

【これまで芸術文化に関心がなかった市民にとって】
- 身近な場所で芸術文化に触れることができる
- 芸術文化に興味を抱くことで創作活動を始めるきっかけとなる

【子どもにとって】
- 身近な場所で芸術文化に触れることができる
- 自分では気づかなかった才能を発見できる
- 豊かな心を育むことができる

【「コモンズ」の形成主体にとって】
- 新たな施設の利用者、イベント・講座の参加者等を獲得できる
- それぞれの形成主体*の活動の幅が広がり活性化される
- 「コモンズ」の他の形成主体との連携によりイベント等の規模を拡大できる

【創作活動を行っている市民や団体にとって】
- 自身の活動を披露する場の選択肢が増える
- 他の活動者との交流を深めることができる
- 自身の活動をレベルアップする場（教室・講座等）の情報を得ることができる
- 他団体との合同発表等により活動の規模を大きくすることができる

【市全体にとって】
- 事業者の製品に障がい者や子どもなどによるデザインを活かすことで、双方にとってプラスの効果をもたらすなど、芸術文化と他分野との連携による相互作用が期待できる
- 八尾の伝統的な芸術文化を活かしたイベント開催や製品化により、八尾の魅力を発信していくことができる
- 高齢者や障がい者、子ども、ひとり親家庭、在住外国人などが芸術文化を通じて社会とつながり、様々な人々が共生する社会が実現されていく

施策2 芸術文化につながる機会の提供

今まで芸術文化に触れる機会がなかった方や、興味はあっても始めるきっかけがなかった方などに、市内の様々な場所で、芸術文化に関する情報や生の芸術文化に触れる機会を提供します。

また、市民が気軽に芸術文化に関する相談ができるよう、文化会館内に相談窓口を設置し、鑑賞や活動のための情報提供や、イベントを開催したい団体に対するサポートなどを行います。さらに、「コモンズ」内の拠点での相談機能を充実します。

①誰もが芸術文化に触れる機会の創出

文化会館をはじめ、公共施設や商業施設などの身近な場所で、市民の誰もが気軽に芸術文化に触れることができる機会を提供します。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊎親しみやすい文化会館づくり	カフェや共有スペースの活用等により、誰もが気軽に入ってみたくなる雰囲気づくりに取り組むことで、より市民に親しみやすい文化会館としていきます。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐商業施設や公共施設での芸術文化イベントの開催	商業施設や公共施設などで、コンサートや絵画展といった芸術文化イベントが開催されることで、何かのついでに生の芸術文化に触れることができる環境づくりを進めます。
㊐飲食店やオフィスでの芸術文化の公演・展示	飲食店やオフィスで、音楽やダンス等を披露したり、絵画やオブジェを飾ったりすることで、そこで働く人たちや訪れた人たちが、身近に芸術文化に触れることができる機会を提供します。
㊐高齢者施設等での音楽鑑賞イベントの実施	高齢者施設や障がい者施設で、演奏会などを実施することにより、様々な事情でホールでの鑑賞が困難な人たちの日常生活の中で芸術文化を鑑賞する機会を届けます。

②気軽に相談できる相談窓口の設置

市民が気軽に芸術文化に関する相談ができるよう、文化会館内に相談窓口を設置します。

また、「コモンズ」内の各所でも相談機能を持たせたり、ニーズに応じた相談窓口へと案内できるような環境を整備するとともに、出前相談会も開催します。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊍文化会館に相談窓口の設置	文化会館に本市の芸術文化に関する相談の基幹となる窓口を設置し、初歩的なことから専門的な内容まで幅広く相談を受け付け、情報提供を行うことで、様々な芸術文化に関する相談ニーズに応えます。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐「やおうえるかむコモンズ」内の各所での相談対応	「コモンズ」内の各所でも芸術文化に関する相談を受け付け、相談者が身近な場所で相談できるようにします。また、専門的な対応が必要な相談に対して、文化会館の相談窓口と連携する仕組みを構築していきます。
㊐出前相談会の開催	「コモンズ」内の各所にコーディネーターや相談窓口職員等が出向き、芸術文化活動をしたい人たちの引き合わせや、活動場所の情報を提供するなど、芸術文化に関する相談支援をアウトリーチ*で展開します。

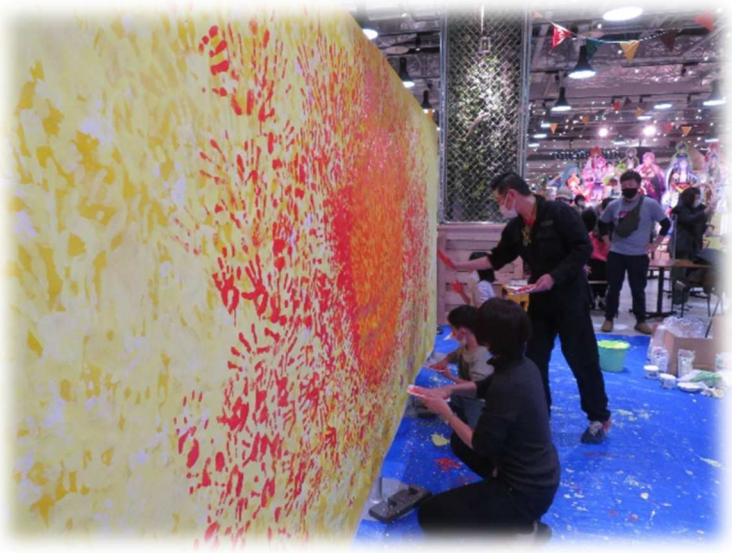

アリオ八尾「手のひらアートのワークショップ」の様子

施策3 芸術文化を深く味わう機会の提供

市民が芸術文化の鑑賞や活動により深く親しみ、味わうことができるよう、文化会館をはじめ、「コモンズ」内の各所での充実した鑑賞機会の提供や、「コモンズ」ポータルサイト*での動画配信などを行います。

また、各種体験イベントや文化教室の開催、文化会館のバリアフリー化など、すべての市民が興味を持った活動に気軽に参加できる環境を整えます。

①鑑賞機会の提供

文化会館では、ホールだけでなくカフェや「光のプラザ」でも芸術文化に触れることができるイベントを開催するなど、より充実した鑑賞機会を提供します。また、「コモンズ」内の各所での芸術文化イベントの開催や、「コモンズ」ポータルサイト*での動画配信など、様々な鑑賞機会の幅を広げます。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
(文)芸術文化の鑑賞機会の拡大	文化会館をはじめ「コモンズ」内の各所で、コンサートや演劇、絵画展など様々なジャンルのイベントを開催することで、市民が芸術文化を鑑賞する機会を増やします。
(文)アートな賑わいと交流を創出する事業	文化会館内のカフェやオープンスペース、光のプラザ、２階交流コーナー、回廊ギャラリー等の共用スペースで、展示やイベントを行うことで、より多様な芸術文化に触れる機会を提供します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
(コ)「やおうえるかむコモンズ」ポータルサイト*での動画による各種公演のライブ・アーカイブ配信*	「コモンズ」内の各所で行われるイベントなどの動画を、「コモンズ」ポータルサイト*でライブやアーカイブで配信*する仕組みを構築します。

②活動機会の提供・活動の支援

市民が興味を持った活動に気軽に参加できるよう、様々なジャンルの芸術文化体験イベントの機会や相談窓口を充実します。また、「コモンズ」内各所でも文化教室などを開催し、身近なところで参加できる機会をつくります。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊎各種体験イベントの実施	文化会館をはじめ「コモンズ」内の各所で様々なジャンルの芸術文化体験ができるような機会の提供により、体験を通じて芸術文化活動に関心を持つ人を増やします。
㊎発表の場の提供	文化会館のあらゆるスペースで身近にアートの展示ができる場を創出し、発表機会を拡充します。また、大学生と連携した企画運営によるコンサートを実施する等、実践的な形での発表の機会を提供します。
㊌市などによる後援の実施	芸術文化活動団体の活動やプロジェクトについて、市などによる後援を行い、活動を支援します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐「やおうえるかむコモンズ」内各所での文化教室などの開催	「コモンズ」内の各所で文化教室などを開催し、市民が身近なところで芸術文化活動に参加できる機会を創出します。
㊐「やおうえるかむコモンズ」ポータルサイト*での活動情報の一元発信	「コモンズ」ポータルサイト*で、体験イベントや文化教室などの情報を発信することで、芸術文化活動に関わりたい人がより簡単に情報を得られるようにします。

③芸術文化へのアクセシビリティ*の向上

文化会館のバリアフリー対応や多言語対応など、すべての市民が芸術文化に触れることができる環境を整えます。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊎文化会館のバリアフリー対応	文化会館の建物改修に加えて、スタッフのバリアフリー研修なども実施することでハード面とソフト面の両面から利用者に優しい施設をめざします。
㊌芸術文化イベントでの多言語対応・手話対応などの実施	誰もが芸術文化に触れることができるよう、芸術文化イベントでのやさしい日本語によるプログラム作成・多言語対応・手話対応・要約筆記など、個別サポートも含めて取り組みます。

施策4 自由な芸術文化活動のための環境の整備

多様な芸術文化活動が活発に行われる環境を整備するため、文化会館や「コモンズ」内の活動場所の情報や、アーティストや芸術文化活動団体等の情報を一元的に集約し、「コモンズ」ポータルサイト*内で情報提供を行い、活動を行う人と求める人、活動を行う人と求める場所などをマッチングする仕組みを構築します。そして、市民同士やアーティストとの交流を促し、「コモンズ」内の一体感を醸成することで、「コモンズ」の力を結集した新たな活動の場の創造につなげます。

①芸術文化を創造するための環境整備

誰もが芸術文化活動に参加し、自由に創造活動ができるようにするため、文化会館は多様な利用目的に対応できるような施設運営を行います。また、「コモンズ」内の活動場所の情報を一元化し、「コモンズ」ポータルサイト*内で情報提供を行います。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㋐「やおうえるかむコモンズ」内各所での創造活動の支援	文化会館や生涯学習センターをはじめとする公共施設や民間施設、公園など市内の様々な場所で発表や創造活動ができる場所を掘り起こすことで、創造活動を支援します。
㋑「やおうえるかむコモンズ」ポータルサイト*での、創造活動に係る支援情報の発信	「コモンズ」ポータルサイト*内で、活動場所や国の支援制度などの情報発信を行うことで、芸術活動団体やアーティストの創造活動を支援します。

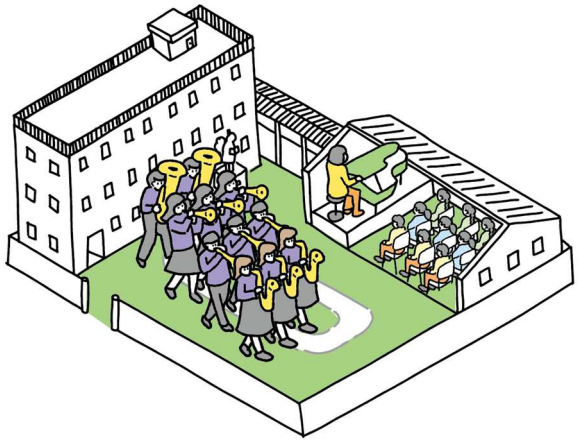

②芸術文化による交流の拡大

芸術文化を通して市民同士やアーティストとの交流を促進するため、市内や近隣のアーティストを登録したデータベースを構築し、登録アーティストや芸術文化活動団体等、活動を行う人と求める人をマッチングするシステムをつくります。また、気軽に相談できる相談所を設け、イベント開催時に交流会なども合わせて企画し、市民やアーティストの交流の場をつくります。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊎出演依頼できるアーティストのデータベース化と発信	八尾や近隣で活躍するアーティストに出演依頼ができるデータベースを構築し、アーティストの活躍の場を広げると同時に、市民とアーティストの交流を進めます。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐芸術文化イベントと併せた交流の場の設置	芸術文化イベントと交流の場を組み合わせた場をつくることで、参加者同士の交流の輪が広がり、新たな共同イベントの実現や、相互の芸術文化活動への参加など、新しい展開を促します。
㊐芸術文化イベントを通じたアーティストとの交流	作者参加による絵画の展示販売会や、各種公演前後の出演者との交流会などを開催し、アーティストの想いを共有できる機会をつくります。

③「コモンズ」による新たな活動の創造

「コモンズ」で育成したコーディネーターとともに、「コモンズ」内で醸成される一体感を活かしたイベントの立ち上げを検討します。高校の合同文化祭や（仮称）やお芸術文化フェスティバルの開催、「コモンズ」内各所での合同企画イベントの開催などの実現をめざし、アーティストや企画・運営を担う人材も育成します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐高校の合同文化祭の開催	高校のクラブによる、合同文化祭を企画、開催することで、互いの創作意欲を高め、参加者同士の交流を進めます。
㊐「やおうえるかむコモンズ」内各所での合同企画イベントの開催	鑑賞パスポートや回数チケット方式を導入したイベントを実施することで、多くの市民が身近なところだけでなく新しい場所も訪れて芸術文化に触れる機会をつくります。

施策5 芸術文化を通じた子どもの育み

学校等や地域と連携し、子どもが芸術文化に触れる機会を提供します。

また、乳幼児連れでも楽しめるコンサートや芸術文化イベントを身近な場所で開催し、就学前でも芸術文化に触れる機会を提供します。

①学校等と連携した芸術文化教育の推進

学校等と連携し、子どもが芸術文化に触れる機会を提供します。また、高校の合同文化祭の実現をめざします。

取り組み名	概要
(文)アウトリーチ*による子どもへの芸術文化体験の提供	芸術文化の鑑賞をはじめ、舞台俳優による表現ワークショップやダンスワークショップ、楽団員による楽器体験などの機会を子どもに提供し、豊かな感性を育みます。
(文)芸術文化に関わる仕事の職業体験	文化会館の舞台スタッフ体験など、「コモンズ」内各所で芸術文化に関わる仕事の職業体験メニューを提供し、子どもの将来の選択肢を広げます。
(文)小学校（義務教育学校前期課程を含む）高学年を対象とした文化会館での演劇公演の無料招待	文化会館が自主制作した良質な演劇公演に、小学校高学年の子どもを無料招待し、生の演劇の鑑賞機会を提供します。あわせて、文化施設で芸術文化作品を鑑賞するためのマナーを学ぶ機会を創出します。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
(コ)「やおうえるかむコモンズ」内各所での社会見学の受け入れ	文化会館をはじめ、「コモンズ」内各所で小学校の社会見学授業の受け入れができる体制を構築し、社会見学を通じて子どもに芸術文化そのものや、芸術文化に携わる人、施設などを学んでもらえるようにします。

プリズムチャームプロダクションシリーズの様子
（小学５年生招待公演）

②地域の中で子どもが芸術文化に触れる機会の創出

学校だけでなく、地域でも子どもが芸術文化に触れる機会を創出していきます。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㋕子ども向け各種文化教室などの体験・活動の場の提供	「コモンズ」内の各所で子ども向けの文化教室を開催し体験や活動の場を提供するなど、子どもが芸術文化に触れられる環境を整備します。
㋕子ども向け芸術文化イベントの開催	「コモンズ」内の各所で子ども向け芸術文化イベントを開催し、子どもが無料で様々な体験ができるような場を提供することで、芸術文化をより身近に感じる機会をつくります。
㋕勉強サポートイベントの開催	文化会館をはじめ「コモンズ」内の各所で勉強サポートイベントを開催し、学力の向上に寄与するとともに、芸術文化情報に触れる機会を増やします。

③未就学児が芸術文化に触れる機会の創出

乳幼児を連れた親子も一緒に楽しめるコンサートの開催や、図書館などで子連れの方々が楽しめる芸術文化イベントを開催します。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊎０歳児から楽しめる音楽コンサートの開催	文化会館でおむつ替え・授乳室等の環境を整え、０歳児から楽しめる音楽コンサートを開催し、感受性を育むとともに、その保護者にも芸術文化に触れてもらう機会を提供します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㋕図書館などにおける親子連れを対象とした芸術文化イベントの開催	子育て支援団体等とも連携し、図書館やコミュニティセンターなどで親子連れを対象とした芸術文化イベントを開催し、芸術文化を活用する子育て支援を推進します。

施策6 芸術文化を通じた地域の活性化

芸術文化は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野と連携させることで、その本質的価値と同時に、様々な価値を生み出す力を持っています。またその価値は、芸術文化の継承や発展、さらには新たな創造に活かすことも可能になります。この価値の循環を生み出すことで、地域の活性化を推進します。

①地域資源を活用した活性化の推進

本市には、河内木綿やその文様などの伝統的な文化、障がい者・子どもによる独創的なデザインなどの地域資源があります。地域資源を関連分野と連携させることで、まちの活性化を推進します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㋐芸術文化と他分野とのマッチングによるつながりの強化	高齢者の施設での音楽演奏会の実施や、観光と芸術文化をマッチングさせたツアーの実施など、様々な関連分野との連携を進めることで、それぞれの分野に寄与し合うとともに関わる人たちが互いの理解を深め合うきっかけとします。
㋑事業者と芸術文化のコラボレーション	ものづくりのまちという特性を活かして、河内木綿やその文様などの伝統的な資源や、障がい者や子どもの独創的なデザインを活用した製品づくりを企画するなど、事業者と芸術文化をコラボレーションさせることで、双方の価値を高めます。
㋒地域活動などでの芸術文化の活用	地域の祭りや、防災訓練などの地域活動の場で、音楽演奏会などを行うなど、芸術文化の活用を通じて地域活動を活性化させます。
㋓商店街でのアートフェスティバルの開催	商店街でパフォーマンスや展示会を実施することで、アーティストの作品発表の場を提供するとともに、商店街の活性化につなげます。
㋔高齢者施設等での音楽鑑賞イベントの実施	高齢者施設や障がい者施設で、演奏会などを実施することにより、様々な事情でホールでの鑑賞が困難な人たちの日常生活の中で芸術文化を鑑賞する機会を届けます。

ヤオトトマイの様子
（地域再生プロジェクト「みんなの楽校」で高安山の木で作った楽器で地元のわらべ歌を演奏）

②地域・社会課題の解消

芸術文化が持つ、人と人を結び付け、あらゆる人々に社会参加の機会を開く社会的包摂*の機能を、地域や社会の課題解決に活かします。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊎課題解決型ワークショップの開催	社会的に弱い立場にある人たちが芸術文化に触れることやワークショップでの交流を通じて、心が満たされたり、社会とつながる意欲が高まることで、自身の課題と向き合ったり、解決するような機会を提供します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐障がい者をはじめ誰もが参加できる芸術文化活動の支援	障がい者の作品展示やアーティストとの交流等、その人にとっての「居場所」であり「出番」となる活動を支援していきます。

③異文化交流の推進

外国にルーツを持つ人々や国際交流都市との交流を、芸術文化イベントなどを通して促進し、人々の心のつながりや相互理解を促し、多様性を受け入れることのできる心の豊かさをもたらします。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊌国際交流都市との文化作品交流	本市の国際交流都市との間で双方の子どもの作品を展示し合う文化作品交流を通じて、国際交流都市との芸術文化による交流の輪を広げます。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐外国人向けに日本の文化を知ってもらう和楽器演奏会	外国人向けに和楽器演奏会などを開催することで、外国にルーツを持つ方々に日本の文化を知ってもらうための機会とします。
㊐八尾在住外国人等による母国文化の発表・紹介	民族文化発表会「ウリカラゲモイム」、「野遊祭」、国際交流センターのイベントなどと連携し、外国にルーツを持つ方々との交流を進めます。

施策7 芸術文化によるまちの魅力の発信

本市の伝統文化を次世代に継承し発展させる取り組みを進めながら、「コモンズ」の中から新しい芸術文化を生み出し、それらを本市の魅力的な情報として「コモンズ」ポータルサイト*で発信します。

また、八尾市観光協会や、やおコミュニティ放送株式会社（ＦＭちゃお）などとも連携して、市内外へアピールします。

①八尾の誇りとなる芸術文化の継承・発展・創造

本市の伝統文化を次世代に継承し発展させるため、定期的な公演や新しいコラボレーションにも取り組み、子どもを対象にしたワークショップなどを開催します。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊎河内音頭の振興	文化会館を利用した河内音頭の公演などの音頭と踊りの実演イベントの実施や、小中学生向けの河内音頭講座の開講、吹奏楽とのコラボレーションなど、八尾の代表的な伝統芸能である河内音頭を市内外に発信するとともに、次世代への継承にも努めます。
㊎高安地域ゆかりの能の振興	高安地域ゆかりの能の作品の公演を、文化会館や神社で開催します。 また、高安地域ゆかりの能への理解を深めるため、子どもを対象にしたワークショップや、レクチャー動画の配信も実施し、その継承と発展をめざします。

河内音頭やおフェスタの様子
（子ども河内音頭講座等受講生のステージ、ふるさと八尾の百撰景より）

②八尾の芸術文化の魅力発信

本市の伝統文化や「ものづくりのまち」で培われた新たな魅力を、本市の魅力的な情報として一元集約し、「コモンズ」ポータルサイト*で発信するとともに、観光協会やＦＭちゃおなどとも連携して、市内外へアピールします。

【市または文化会館（指定管理者*）で実施予定の事業】

取り組み名	概要
㊍文化会館での八尾の魅力を素材にした物品の販売	文化会館内で、八尾ならではの素材をモチーフにした物品・アート作品やアーティストの個性あふれる作品の展示・販売を行うことで、八尾の文化やアートの魅力を発信します。

【コモンズで実施が期待される事業イメージ】

取り組み名	概要
㊐「やおうえるかむコモンズ」ポータルサイト*を用いた情報発信	芸術文化に関する情報の収集と発信を一元的に行うとともに、「コモンズ」ポータルサイト*自体の周知を市内外に行うことで、効率的かつ効果的な八尾の芸術文化の情報発信に努めます。
㊐地域メディアとの連携による情報発信	観光協会やＦＭちゃおと連携し、企画段階からの協力により魅力を高めた芸術文化イベントなどを市内外へ発信することで、より多くの人に芸術文化に関心を持ってもらうよう取り組みます。
㊐新しい八尾の芸術文化の創造	アーティストが創作活動のために集まりやすいまちとするため、これまでの伝統芸能だけでなく、八尾で新たな芸術文化を発展させ、積極的な発信を行います。
㊐大阪・関西万博を契機とするＰＲ	八尾の伝統文化を新たな切り口で磨き上げ、八尾の魅力のひとつとして大阪・関西万博を契機に世界に向けて発信します。

2．リーディングプロジェクト*

『八尾のみんなが輝くプロジェクト』

①目的

「やおうえるかむコモンズ」としての重点的な取り組みとして、「やおうえるかむコモンズ」内を中心に、市内の各所で芸術文化活動を行う市民が日頃の成果を発表する場を設け、活動へのモチベーションを高めるとともに、多くの市民がその発表に触れて八尾の芸術文化のパワーを体感することで、八尾全体が芸術文化で輝くような場づくりに努めます。

②概要

やおうえるかむコモンズ推進会議が主体となって企画立案を進めるとともに、推進会議内にプロジェクトの実行委員会を立ち上げて事業の実施を進め、段階的に活動発表の場を広げていき、「やおうえるかむコモンズ」全体の発表会となる「（仮称）やお芸術文化フェスティバル」の開催につながるように取り組みます。

③主な取り組み

事業名	内容	第１段階	第２段階	第３段階
「やおうえるかむコモンズ」ポータルサイト*の構築・運営	サイト内に、市民の活動を発表・共有できるような仕組みを設けます。	→	→	→
高校の合同文化祭の開催	高校のクラブによる、合同文化祭を開催します。		→	→
（仮称）やお芸術文化フェスティバルの開催	文化会館をメイン会場に、多くの市民が参加する発表会を開催します。			→

3．計画の推進に向けて

本計画では、「コモンズ」の形成に向けて、「コモンズ」形成主体*が協力し合い、取り組みを進める「やおうえるかむコモンズ推進会議」を設置・運営するとともに、本計画の進捗状況を調査・審議する「審議会」を設置・運営することで、計画を推進します。

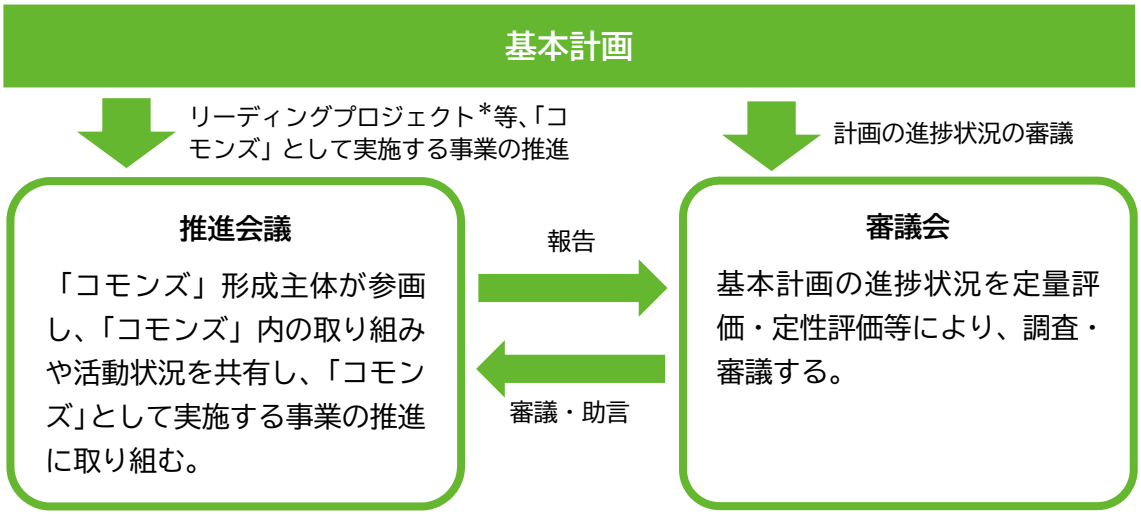

（1）推進会議の設置・運営

基本条例の第９条「推進会議」で、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に向けて、市や文化会館指定管理者*をはじめ、これに関わる市民、事業者、学校等により構成する推進会議を設けることを規定しています。この規定に基づき「コモンズ」の形成主体*が協力し合い、八尾の芸術文化を活性化させる取り組みが着実に進むように「やおうえるかむコモンズ推進会議」を設置・運営します。

幹　事　会

【役割】
- コモンズの運営方法の検討
- コモンズとして実施する事業の企画立案

【構成】10名程度を想定
- 八尾市
- 文化会館指定管理者*
- コモンズの主要形成主体*
  （ＦＭちゃお、茶吉庵、「つどい」運営管理者、みせるばやお 等を想定）

【取り組みイメージ】
- コアメンバーによるスピーディな意思決定
- ポータルサイト*の設計（初期段階）
- リーディングプロジェクト*の企画立案
- コモンズとしての情報発信
- 求めるコーディネーター像と育成手法の検討

全　体　会

【役割】
- コモンズ内の取り組みや活動状況の共有
- コモンズとして実施する事業の実施
- コモンズの形成に向けた学習やコーディネーターの育成

【構成】
- すべてのコモンズ形成主体*及びコモンズへの参画を検討する拠点・団体等（個人のアーティストを含む

【取り組みイメージ】
- 互いに理解を深め交流することを通じて、新しい活動や取り組みを提案し合えるサロンのような場づくり
- 市内の芸術文化活動を行っている団体や拠点を巻き込んでのワークショップの開催
- 専門部会を立ち上げての事業の実施

やおうえるかむコモンズで
イベントを実施する流れ
（ウォールアート編）

推進会議（幹事会）での企画立案
（事業内容・予算）

推進会議（全体会）での交流と提案

実行委員会の立ち上げ＆メンバー募集

実行委員会での事業実施に向けた準備

コモンズみんなで事業を実施

推進会議（全体会）でのふりかえり

（２）審議会の設置・運営

審議会は、基本条例の第 11 条「審議会」により、「基本計画の策定及び変更その他施策の推進に関する重要事項を調査審議する」ことを目的として設置・運営します。

年２回開催し、下記に示す指標や推進会議での取り組み状況の評価により、計画の進捗管理を行うとともに、次年度以降に向けた提言や次期計画の検討などを行います。

①数値指標による定量評価

「八尾市第６次総合計画」の実施計画で定める施策評価で定められた施策指標について毎年度数値の状況を確認し、評価を実施します。

指標	基準値 R1(2019)	中間目標 R6(2024)
文化会館指定管理者*が実施する事業の入場者数	15,617 人	22,000 人
日常生活において音楽、映画、演劇、美術などの芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある市民の割合	64.3%	72.0%
八尾らしさや魅力を活かした事業の数	12 本	15 本
中学生以下対象の芸術文化に関するイベント参加者数	12,034 人	13,000 人

②リーディングプロジェクト*の評価

本計画に定めるリーディングプロジェクト*の評価については、推進会議において、ロジックモデル*による評価やアンケートの調査結果等に基づきその成果を検証し、一次評価結果を審議会へ報告します。審議会では、この報告を受けて、改善すべき部分等の次年度に向けた提言を行います。

③推進会議の取り組み状況の確認

「コモンズ」の形成に向けた推進会議の取り組み状況を確認します。

④主な取り組み状況の確認

本計画に沿った取り組みの状況を確認します。

コラム

「やおうえるかむコモンズ」の名称の由来

芸術文化により人・場所・活動がつながっていく「創造及び交流の基盤」を本計画では、「やおうえるかむコモンズ」と名付けています。

この言葉は、「やお」と「うえるかむ」と「コモンズ」という３つの単語で構成されています。

「やお」は、もちろん「八尾」を意味しています。

「うえるかむ」は、英語の「ＷＥＬＣＯＭＥ（歓迎する）」で、八尾で芸術文化を通じた人と人との交流がどんどん盛んになってほしいという願いが込められています。

また、「草木を植える」という言葉の「植える」は、「芸（う）える」とも書きます。園芸の「芸」は、この「芸（う）える」という言葉に由来するという説があります。「うえるかむ」の「うえる」には、「芸（う）える」という意味も込められており、そのため、「うぇるかむ」ではなく「うえるかむ」という表記になっています。

「コモンズ」は、「文化的コモンズ」という言葉を意味しています。

「文化的コモンズ」とは、地域の多様な文化的営みを共有し、分かち合える「地域の共同体の誰もが自由に参加できる「入会地（いりあいち）」のような文化的営みの総体」を意味する文化芸術分野の学術用語です。

一見すると非常に難しい言葉に思えますが、わかりやすく言い換えると、芸術文化活動に関わる団体や、個人、活動拠点などが様々な活動や交流を通じて結びつきを強めることで、ネットワークが形成され、芸術文化活動が活性化する状態を意味しています。

これらの言葉を組み合わせて、「やおうえるかむコモンズ」という名称は誕生しました。

第３章

八尾市の芸術文化を取り巻く状況など

【資料編】

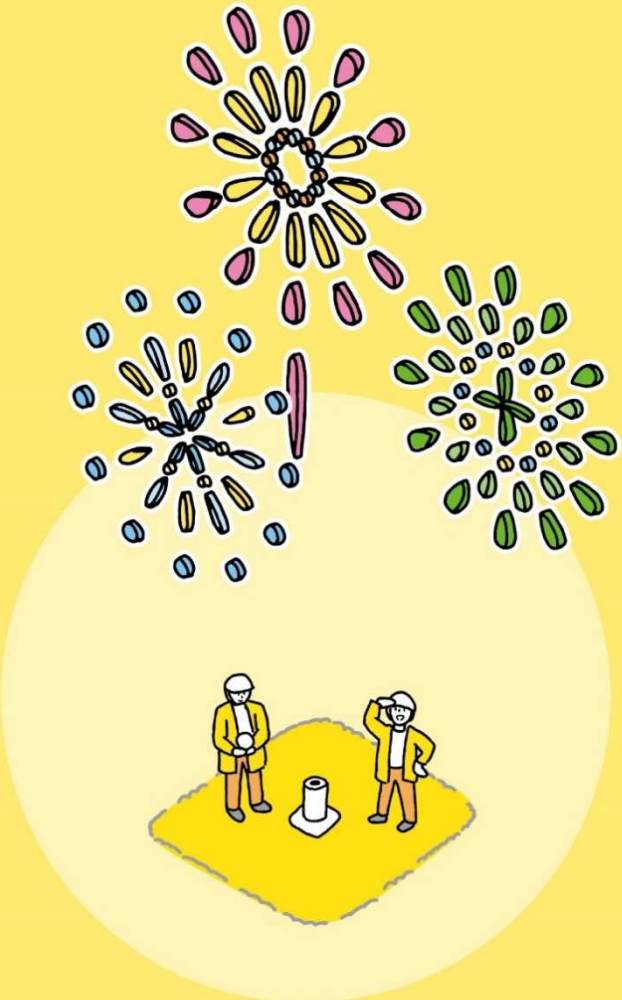

１．八尾市芸術文化基本条例

令和４年八尾市条例第 13 号

芸術文化は、人々の心情の表現そのものであり、芸術文化を通じて、人は、様々な学びや心の豊かさを得て、心のつながりを大切にして多様性を受け入れることのできる社会をつくり、及び観光、産業その他の分野との連携により魅力的で活力のあるまちを構築することができる。

八尾市は、大和川や信貴・生駒の山々など四季折々の豊かな表情を見せる自然に囲まれ、奈良時代以降、大和と難波をつなぐ交通の要衝として多くの人の往来があったことから、文化や産業の集積地として、大きな発展を遂げてきた。

芸術文化においては、八尾を発祥の地とする河内音頭や、河内木綿の藍染文様や柄をはじめ、人々の生活の中で培われた文化が芸術的な要素を得て伝統文化として発展し、今日でも新たな流れを創り出している。また、八尾市文化会館その他の芸術文化に関する拠点を活用しながら、市民が市内の様々な場で多様な芸術文化活動を展開している。

ここに、私たちは、このような歴史や経過を大切にしながら、八尾市における芸術文化による創造及び交流の基盤の形成をめざし、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に関する施策（以下「施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び学校等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって活力にあふれ、生き生きと働き、暮らし、及び活動する人をつくること、つながりと優しさのある社会をつくること、並びに個性豊かで活力のあるまちをつくることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　芸術文化　文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号。以下「法」という。）第８条から第 11 条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能及び芸能をいい、法第 12 条に規定する生活文化、国民娯楽及び出版物等を含むものとする。

⑵　芸術文化による創造及び交流の基盤の形成　市内の様々な場で展開される芸術文化に関する活動（以下「芸術文化活動」という。）により、芸術文化の鑑賞、創作及び発表を通じたつながり及び広がりを生み出し、人が育ち、人と人との交流が活性化され、芸術文化と他分野との連携及び八尾の魅力の発信が促進されることをいう。

⑶　市民　市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内で芸術文化活動を行う個人及び団体をいう。

⑷　事業者　市内で事業活動を行うものをいう。

（基本理念）

第３条　施策は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進するものとする。

⑴　子どもの生きる力及び日々の生活での明るく豊かな心を育むこと。

⑵　市民一人ひとりの自己形成及び教養形成につながること。

⑶　多様な価値観及び表現の自由が尊重されること。

⑷　新たな交流が生まれ、地域のつながり及びコミュニティが強化されること。

⑸　社会的包摂*が実現され、共生社会が構築されること。

⑹　まちの魅力の創造及び発掘並びに市内外への発信により、市民の誇りが生まれること。

⑺　観光、産業その他の分野との連携により、まちが活性化されること。

（市の役割）

第４条　市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、自主的かつ主体的に芸術文化に関わり、市、事業者、学校等及び市民相互の交流及び理解を深め、芸術文化の発展に寄与するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、自主的かつ主体的に芸術文化を発展させ、事業活動を通じて市民の芸術文化活動を支援するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第７条　学校等は、子ども及び若者が芸術文化に触れ、並びに芸術文化活動の成果を発表することができる機会を設けるよう努めるものとする。

（市の取組）

第８条　市は、次に掲げる施策を講ずるものとする。

⑴　芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備

⑵　芸術文化につながる機会の提供

⑶　芸術文化を深く味わう機会の提供

⑷　自由な芸術文化活動のための環境の整備

⑸　芸術文化を通じた子どもの育み

⑹　芸術文化を通じた地域の活性化

⑺　芸術文化によるまちの魅力の発信

（推進会議）

第９条　芸術文化による創造及び交流の基盤の形成のために必要な活動を行うため、推進会議を置く。

２　推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（基本計画）

第 10 条　市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第７条の２第１項の規定により、八尾市芸術文化推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は、前項の規定による基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させる

ために必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する八尾市芸術文化振興審議会の意見を聴くものとする。

３　前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（審議会）

第 11 条　基本計画の策定及び変更その他施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、本市に、八尾市芸術文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、施策について、市長に意見を述べることができる。

３　審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

２　執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

第１条の表市長の部八尾市芸術文化振興審議会の項を削る。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例第１条の規定により置かれている八尾市芸術文化振興審議会は、第 11 条第１項の規定により置かれた審議会とみなす。

2．八尾市の芸術文化振興を取り巻く社会動向

（1）国の動向

①劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行【平成 24 年】

全国には多数のホールや劇場がありますが、その目的を規定する根拠法が存在しないため機能が十分に発揮されず、実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中するという課題がありました。そこで、平成 24 年に劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図るため、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されました。

この中では、劇場、音楽堂等は地域の文化拠点であるだけでなく、心豊かな生活を実現するための場、地域の発展を支える「新しい広場」、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」といった役割が期待されています。

②文化芸術基本法の改正、文化芸術推進基本計画（第 1 期）の閣議決定

【平成 29-30 年】

改正された文化芸術基本法では、国民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境整備を求めるとともに、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育が重視されています。

また、施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携させるよう配慮するとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明記されました。

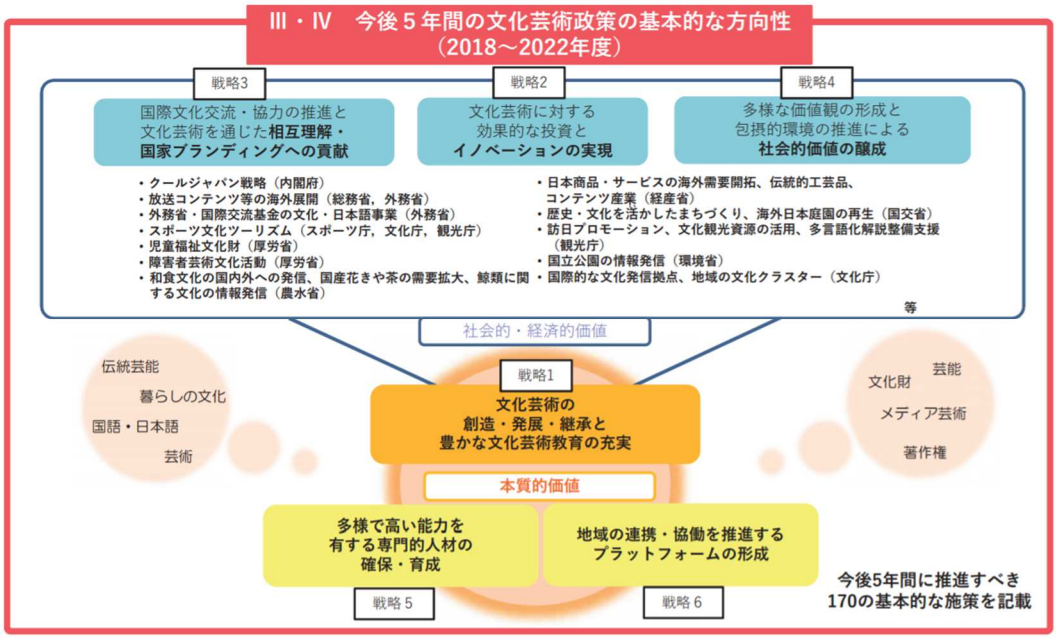

（出典：文化庁「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」）

（２）大阪府の動向

①第５次大阪府文化振興計画【令和３年】

大阪府では、府民、企業、NPO*、行政等が力を合わせて、オール大阪で文化の振興に取り組むため、平成 17 年に「大阪府文化振興条例」が施行され、その理念を具体化するために、翌年３月に「おおさか文化プラン（第１次大阪府文化振興計画）」が策定されました。このプランでは、「大阪文化の再発見と情報発信」「新たな文化創造のための土壌づくり」の２つを施策の方向の柱とし、特にこれからの大阪文化を担う子どもたちや若い人たちが文化芸術に親しみ、参加する機会を充実することをめざしたものでした。

「第５次大阪府文化振興計画」では、めざす将来像を『「文化共創都市 大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～』とし、実現に向けた基本理念として、①あらゆる人々が文化を享受できる都市、②大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市、③あらゆる人々が文化を通じていきいきと活動できる都市の３つを定めています。

②大阪アーツカウンシル*の取り組み

大阪アーツカウンシル*は、大阪の文化行政を推進する新たな仕組みとして、平成 25 年に大阪府と大阪市が共同設置した大阪府市文化振興会議の常設部会で、「評価・審査」「調査」「企画」の三つの機能を通して、文化政策の専門性、透明性、公平性を確保することをミッションとしています。

毎年 170 件を超える補助金・助成金の審査を行っており、ヒアリングと現場視察を実施して PDCA サイクル*に基づいた評価シートを作成するなど、大阪の文化芸術の現状を把握できており、次の補助金・助成金の審査や仕組みの改善に関する提案等に役立てています。

（３）新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和元年の年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、その後世界中で猛威を振るい、日本においても令和２年４月に１回目の緊急事態宣言が発令され、様々な分野の活動に大きな影響を与えました。八尾市の芸術文化活動においても、公演や展覧会、文化イベントなどは中止や延期となり、文化施設の休館も相次ぎました。緊急事態宣言の解除後も、入場者数の制限等の対応を余儀なくされており、アーティストや芸術団体だけでなく、舞台制作のスタッフなど、芸術文化に係わるすべての人々に多大な被害を与えています。

このような危機に直面した芸術文化活動を支援するため、文化庁では文化芸術の振興を図る「文化芸術活動の継続支援事業」等を実施しており、大阪府では無観客ライブの配信事業の立ち上げなどの支援を行いました。また、八尾市文化振興事業団においても、「八尾市芸術文化活動等再開支援事業助成金」の交付を行うなど、芸術文化の灯を絶やさないための努力が続いています。

（４）情報化の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、デジタル技術を活用した動画配信や作品の表現手法など、ウィズコロナに向けた新しい取り組みが広がってきています。今後は芸術文化の世界においても、リアル空間とサイバー空間の垣根がなくなり、今まで文化施設に行くことが難しかった方にも作品を届ける手段となる可能性があります。

3.「第２次八尾市芸術文化振興プラン」の評価

（１）平成２９年市民アンケート調査の結果概要

- 鑑賞をしている市民の割合は多くなっていますが、芸術文化活動（創造活動）を行っている市民の割合は少なくなっています。
- 鑑賞・芸術文化活動をする地域は八尾市と大阪市が多く、その他の地域は少なくなっています。
- 八尾市内での鑑賞・芸術文化活動をする場所の多くはプリズムホールとなっており、それ以外の施設の利用は少なくなっています。
- 芸術文化活動の参加頻度は、「月に２～３回程度」が最も多く、月に１回以上参加している人の合計が６割を超えています。
- 「鑑賞・芸術文化活動をしない」と回答した人の理由としては、芸術文化への関心が低いことを理由とする層が 30%強存在しますが、一方で、ライフステージによって、仕事や学校、子育て等で多忙なことから鑑賞・芸術文化活動を行うことが難しい現役世代を中心とする層や、身体的な理由から行うことが難しい高齢者層も存在しています。また、鑑賞では、テレビやインターネットの活用により、自宅等での鑑賞が可能なため、活動としてのレベルでは鑑賞を行っていない層も存在し、若年層では特に割合が高くなっています。
- 八尾市の芸術文化環境に関する満足度について、「鑑賞場所」に関する満足度は高く、「鑑賞や活動の情報提供」に関する満足度は低くなっています。

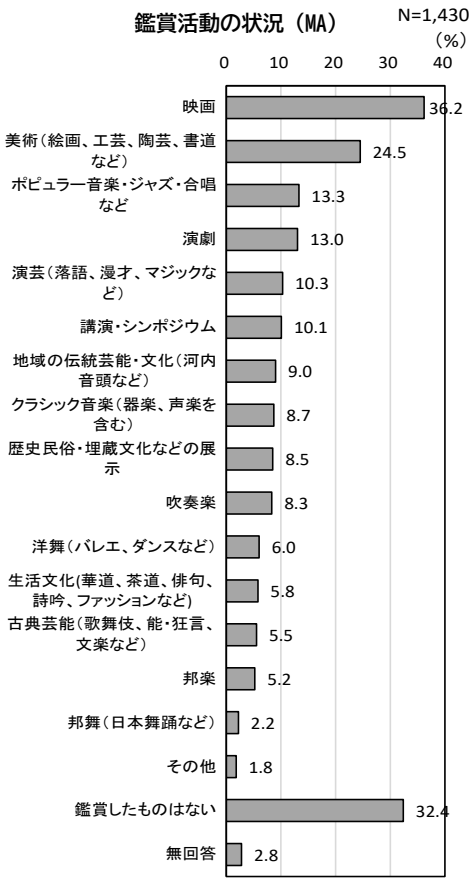

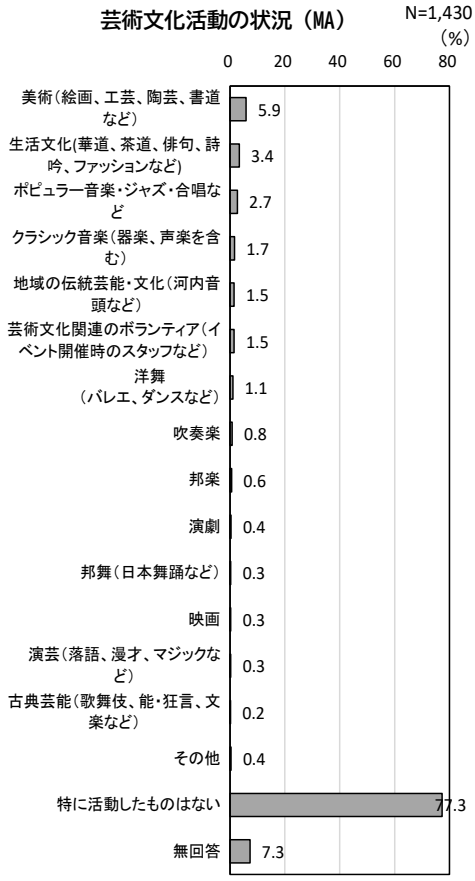

鑑賞活動の地域

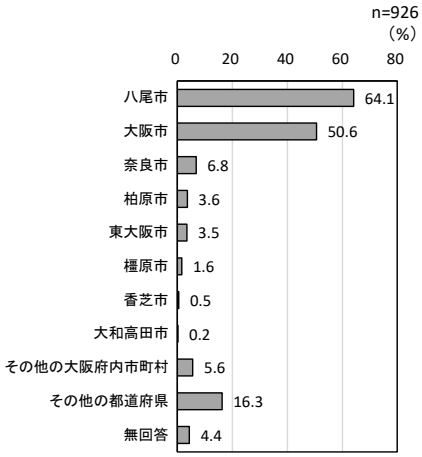

芸術文化活動の参加頻度

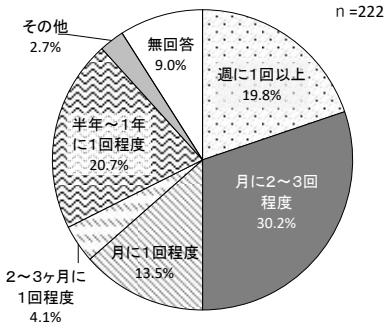

鑑賞活動しない理由（MA）

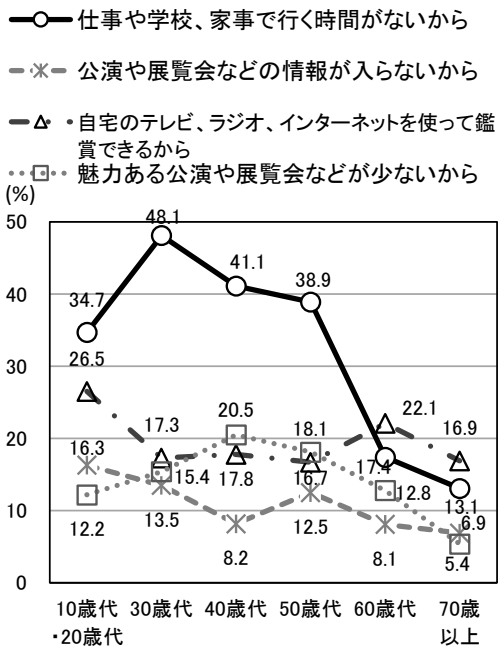

芸術文化活動を行わなかった理由（MA）

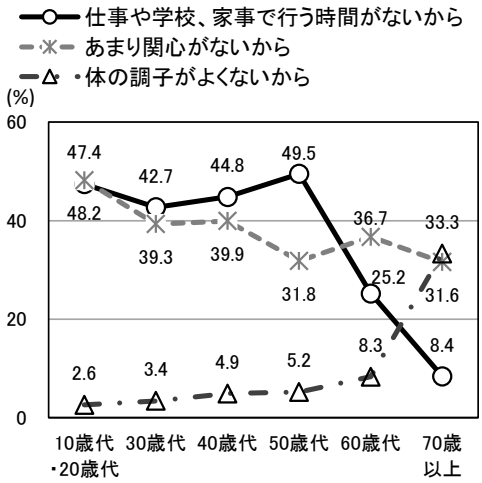

八尾市の芸術文化環境（SA）

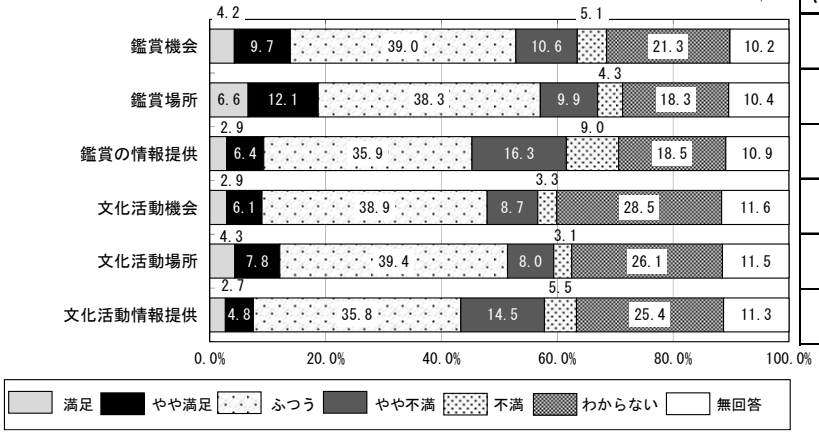

（%）

	満足＋やや満足	不満＋やや不満	満足度
鑑賞機会	13.9	15.7	−1.8
鑑賞場所	18.7	14.2	4.5
鑑賞の情報提供	9.3	25.3	−16.0
文化活動機会	9.0	12.0	−3.0
文化活動場所	12.1	11.1	1.0
文化活動情報提供	7.5	20.0	−12.5

（２）芸術文化振興の事業評価概要

- プリズムホールの自主企画事業への入場者率は平均的に高くなっていますが、市全体で芸術文化に親しんで心の豊かさを感じている市民は減少傾向にあり、芸術文化に親しむ市民が限定されつつあることが想定されます。
- プリズムホールで実施されるワークショップの満足度は高くなっていますが、市全体としては身近なコミュニティセンター等で開催される講座数が減少傾向にあります。

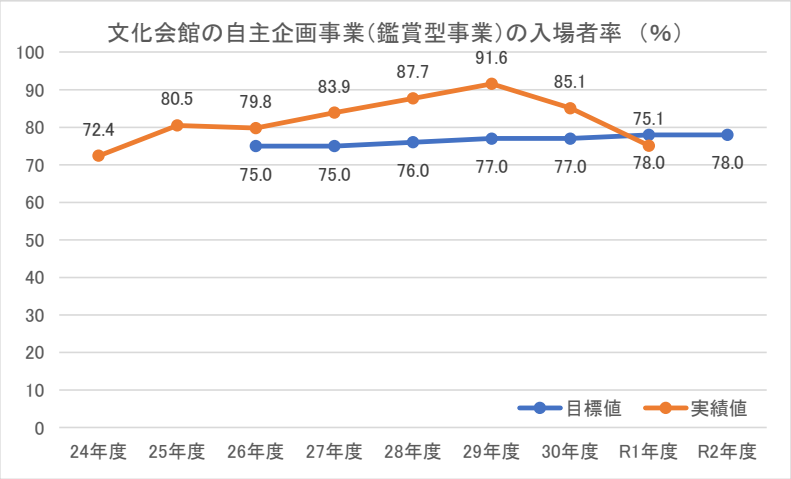

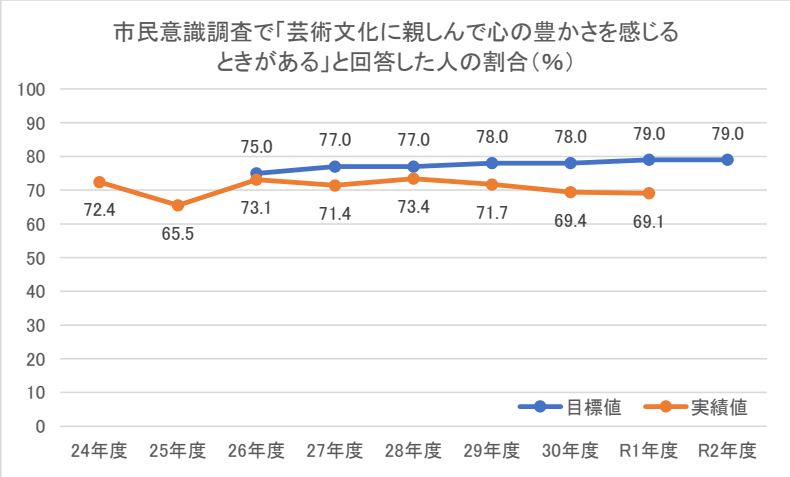

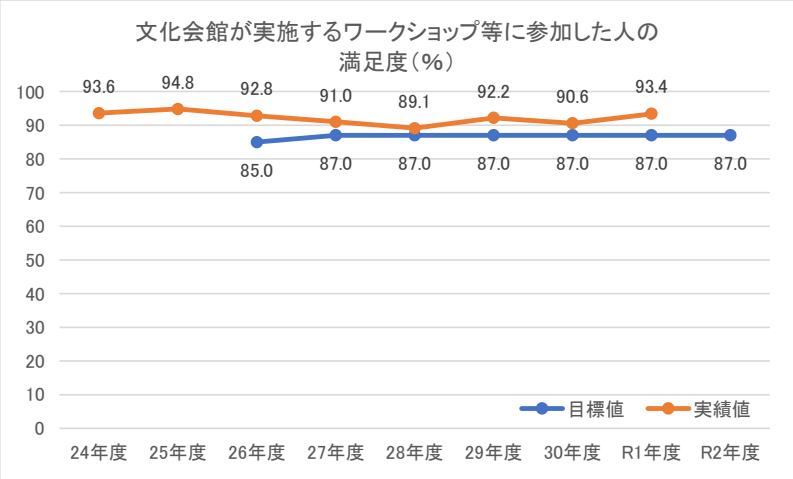

4．団体ヒアリング調査・ワークショップ開催結果

（1）団体ヒアリング調査の結果概要

①実施概要

対象	八尾市内で活動する文化関連団体や、文化に関連する事業を行っている事業者など、全 13 団体に対して実施。
実施期間	令和３年６月 21 日～29 日
実施方法	ヒアリング調査票（シート）を事前に配布し、主にその内容について面談によるヒアリングを実施。

②調査結果

項　目	主な意見
活動成果の活用	・文化の継承・育成に活用 ・人生を豊かにする、生きがいづくりに活用 ・子どもの育成やボランティア活動、地域活動に活用
困っていること	・継承者の育成（会員の減少や高齢化） ・活動場所や発表場所の確保 ・資金（収入源）の確保
必要な情報	・活動場所や発表場所の情報 ・活動支援策（助成金等）に関する情報
会員の募集方法	・知人・友人への声掛け ・インターネットや SNS*の利用
他団体との情報交換	・情報交換の場やイベントへの参加、SNS*や個別連絡 ・あまりできていない
受けている活動支援	・特にない（最多） ・練習・発表場所の確保、技術指導、補助金情報等
新型コロナウイルス感染症の影響と対応	・休止期間以外は感染防止対策を行い活動 ・オンラインツール*の活用 ・感染拡大以降、活動を休止
今後の展望	・存続方法の検討、後継者の育成 ・マンネリ化の改善 ・通常活動への立て直し
活動の他分野への活かし方	・観光資源としての整備・情報発信 ・イベントへの参加 ・福祉関連事業との連携の推進
プリズムホールへの期待	・練習・発表場所の提供 ・中間支援（他団体との交流促進の支援）
市への期待	・行政の役割や方針の明確化 ・新しい文化の尊重と信頼関係の構築 ・記念イベントや参加への助成
その他	・芸術文化の多様な価値観の尊重 ・子どもたちの居場所としての存在価値

（２）ワークショップの概要

①第１回ワークショップ【令和３年６月 26 日実施】

目的	条例制定に対する機運の醸成や、「誰もが芸術文化につながる」に関するキーワードの抽出、今後のネットワークにつながる人材を確保する。
会場	みせるばやお（近鉄八尾駅前 LINOAS８階）
参加者	28 名（オブザーバ参加８名含む）　【ゲスト・事務局・スタッフを除く】
基調講演	上田假奈代氏（NPO*法人「こえとことばとこころの部屋」（ココルーム）代表） テーマ：誰もが芸術文化につながる場所づくり
グループディスカッション（主な意見） テーマ別に４グループに分かれて議論	**【産業・観光】** ・八尾には面白い人が多い。どうつなぎ、どう活かすのかが重要。 ・市民が八尾の魅力を知り、企業や学生をつなぐプラットフォーム*が必要。 **【居場所】** ・特定の場所ではなく、八尾自体に会いたい人がいて、お互いが対等で自分を出しても批判されない居場所にしたい。 **【プリズムホール】** ・若い人や他所から来た人に、愛着を持ってもらう仕組みが必要。敷居を下げて、開かれた拠点になってほしい。 **【教育】** ・大人が教育をどう捉えるかが重要であり、教育や文化、地域おこしに関心のある学生に空き家を貸し、地域を巻き込む仕組みをつくってはどうか。

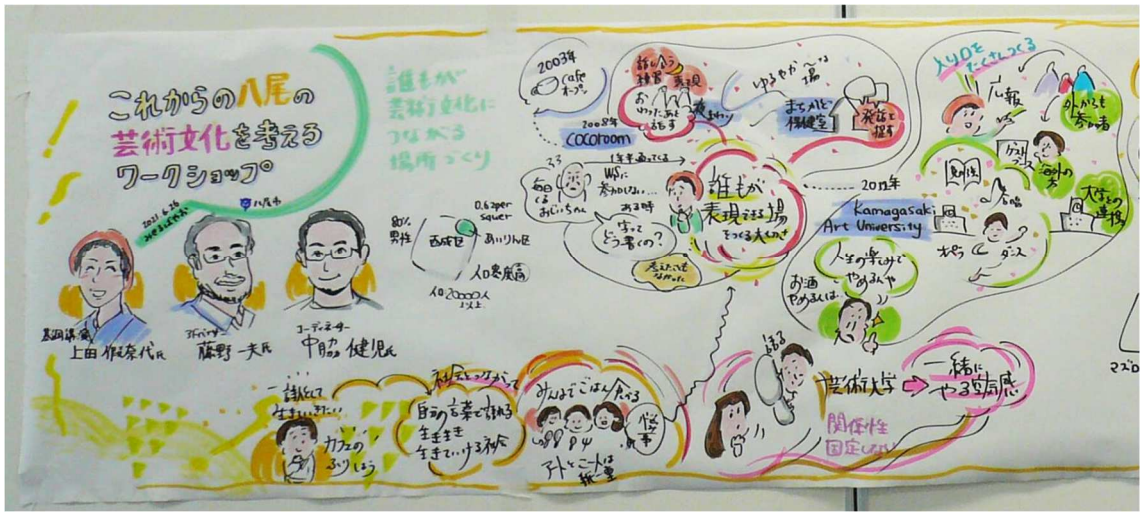

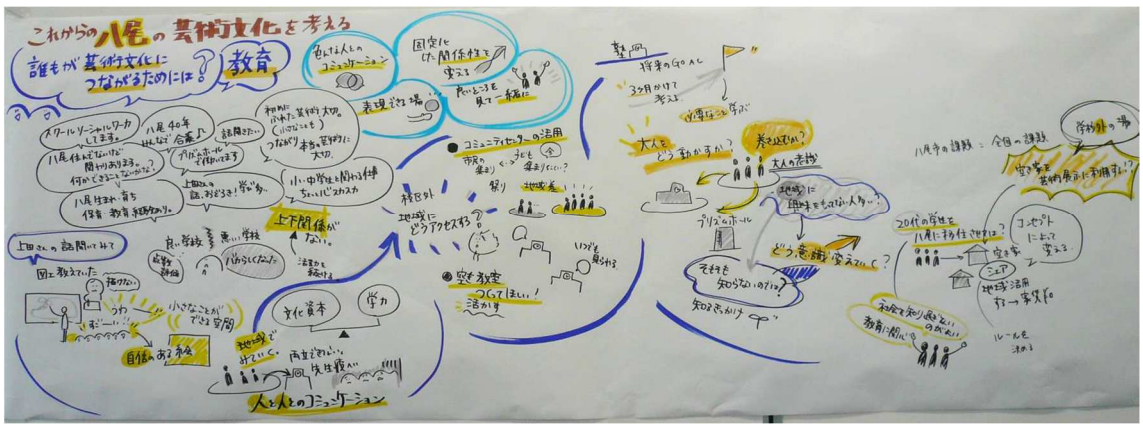

②第２回ワークショップ【令和３年 10 月 16 日実施】

目的	「誰もが芸術文化につながるまち・八尾」を実現するため、次期計画に掲載する施策・事業のアイデアや将来像のヒントを得る。
会場	茶吉庵（八尾市恩智中町３丁目１番地）
参加者	23 名　【ゲスト・事務局・スタッフを除く】
話題提供	萩原浩司氏（合同会社茶屋吉兵衛 代表） テーマ：古民家から始まるほんまもんの芸術文化
グループディスカッション（主な意見） テーマ別に４グループに分かれて議論	**【芸術文化につながる機会・深く味合う機会の提供、自由な芸術文化活動のための環境整備及び人材育成】** ・芸術文化という言葉を振りかざさず、ホールは入りやすくし、発表や発信と同時に対話ができる場にすれば、新しいものが生まれるのではないか。 **【芸術文化による子どもたちの育み】** ・非認知能力を伸ばし、安心して弱音が言え、小さな満足感を与えられる、そんな場所が必要であり、もっと八尾の文化資源を活用したい。 **【芸術文化による地域の活性化】** ・人と人とのつながりをつくることで、やりたいことの相談ができ実行に移しやすくなる。人が輝いていれば住みやすいまち No. 1 になれる。 **【芸術文化による八尾の魅力発信】** ・伝統的なものと新しいものは、違いを認識したうえで発信することが重要。 ・伝統的なものから新しいものまで、分野や組織を超えた発表の場があれば、世代間の技術継承についてもきっかけになるのではないか。

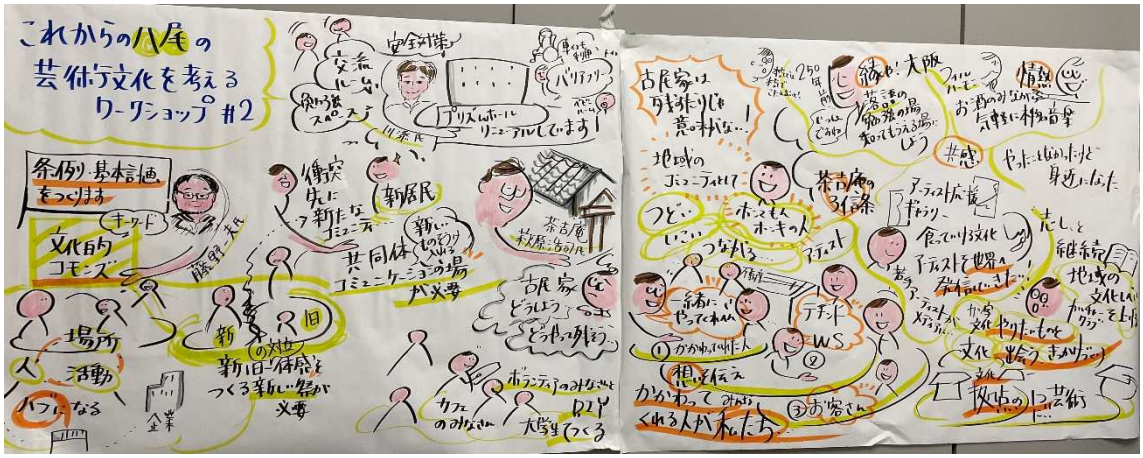

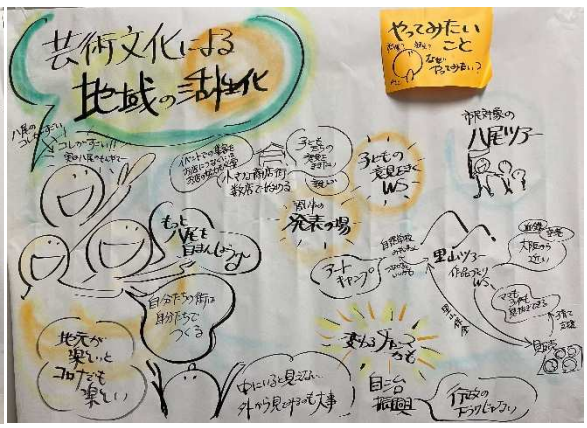

５．八尾市芸術文化振興審議会委員名簿（役職名等は令和３年５月時点）

区　　分	役職名等		任　期
第３条第２項第１号（学識経験者）	藤野　一夫	芸術文化観光専門職大学副学長	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第１号（学識経験者）	木ノ下　智恵子	大阪大学 共創機構産学官連携オフィス　准教授	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第２号（市民委員）	大嶋　奈央子	公募市民	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第２号（市民委員）	辰巳　由紀子	公募市民	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	大内　涼加	特定非営利活動法人　やお市民活動ネットワーク	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	大久保　充代	公益財団法人　八尾市文化振興事業団	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	鈴木　昌宏	やおコミュニティ放送株式会社	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	鷹津　延江	八尾市立上之島小学校長	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	髙安　美帆	エイチエムピー・シアターカンパニー	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	中尾　達夫	八尾市文化連盟	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	仁科　尚裕	八尾市立山本小学校長	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	野村　しおり	大阪糖菓株式会社	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	萩原　浩司	合同会社　茶屋吉兵衛	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	羽月　萌	八尾にアール・ブリュットを広める会	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	細合　浩二	八尾フィルハーモニー交響楽団	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日
第３条第２項第３号（その他委員）	宮本　忠雄	一般社団法人　八尾市観光協会	令和３年５月 28 日～令和５年３月 31 日

（市民委員とその他委員は五十音順・敬称略）

【臨時委員】

区　　分	役職名等		任　期
第３条第３項（臨時委員）	井上　恵理子	公益財団法人　八尾市文化振興事業団	令和３年６月～令和５年３月 31 日
第３条第３項（臨時委員）	髙﨑　章裕	令和２年度　八尾市芸術文化振興プラン推進市民会議委員	令和３年６月～令和５年３月 31 日

（五十音順・敬称略）

６．「八尾市芸術文化推進基本計画」の策定経過

実施時期	項目	主な内容
令和３年５月 28 日	第１回八尾市芸術文化振興審議会	・条例制定・計画策定の全体像について ・第２次八尾市芸術文化振興プラン総括書の課題・提案の概要 ・他自治体の文化振興に関する条例の事例　など
令和３年６月 11 日	第１回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	・（仮称）八尾市芸術文化基本条例 制定の考え方 ・八尾市がめざす「文化的コモンズ」について ・条例に関しての意見交換
令和３年６月 21 日～６月 29 日	芸術文化振興に関する条例及び次期八尾市芸術文化振興プランに関するヒアリング調査	・芸術文化に関わる団体等の現状や課題、関係団体の方々の取り組みや課題について、事前に調査票を配布し、面談形式でヒアリング（13 団体）
令和３年６月 26 日	第２回八尾市芸術文化振興審議会拡大ワーキング部会ワークショップ	・みせるばやおにて開催 ・基調講演：上田假奈代氏 ・「誰もが芸術文化につながる」ことに関する４つのテーマ別に分かれて議論
令和３年６月 28 日	八尾市芸術文化振興審議会オンラインワーキング部会	・条例内容について
令和３年７月９日	第３回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	・「前回部会を踏まえた意見集約について」の報告 ・ワークショップ、団体ヒアリング調査の報告 ・条例案について
令和３年７月 26 日	第２回八尾市芸術文化振興審議会	・ワークショップ、団体ヒアリング調査の報告 ・八尾市の芸術文化によるまちづくりの方向性 ・芸術文化振興に関する条例骨子の答申案
令和３年８月 20 日	第３回八尾市芸術文化振興審議会	・芸術文化振興に関する条例骨子の答申案の最終確認 ・（仮称）八尾市芸術文化推進基本計画の構成及び審議会・ワーキング部会等での審議事項
令和３年８月 26 日	芸術文化振興に関する条例の骨子の答申	・芸術文化振興に関する条例の骨子について答申
令和３年９月 17 日	第４回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	・「令和４年度　芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤の形成事業（案）」の説明 ・（仮称）八尾市芸術文化推進基本計画の構成について ・推進体制の検討について ・文化的コモンズの名称について
令和３年９月 27 日	第５回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	・「施策・取り組みの整理（案）」について ・令和３年 10 月 16 日ワーキング部会（拡大ワークショップ）の模擬ワークショップ ・計画のリーディングプロジェクト*について
令和３年 10 月 16 日	第６回八尾市芸術文化振興審議会拡大ワーキング部会ワークショップ	・茶吉庵にて開催 ・話題提供：萩原浩司氏 ・「誰もが芸術文化につながるまち・八尾」を実現するため、４つのテーマ別に分かれて議論

実施時期	項目	主な内容
令和３年 10 月 25 日	第７回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	・令和３年 10 月 16 日ワーキング部会（拡大ワークショップ）の総括について ・計画の評価手法について ・計画の素案について ・「主な事業イメージ」及び「ビジョンマップ」に記載する内容の検討について
令和３年 11 月８日	第４回八尾市芸術文化振興審議会	・芸術文化基本条例の進捗状況報告 ・「これからの八尾の芸術文化を考えるワークショップ 第２弾」の開催報告 ・（仮称）八尾市芸術文化推進基本計画について
令和３年 11 月 29 日	第５回八尾市芸術文化振興審議会	・（仮称）八尾市芸術文化推進基本計画について
令和４年３月 24 日	八尾市芸術文化基本条例公布	・令和４年３月 24 日公布、同年４月１日施行
令和４年４月 12 日	（仮称）第３次八尾市芸術文化振興プランについての答申	・（仮称）第３次八尾市芸術文化振興プランについて答申
令和４年６月	八尾市芸術文化推進基本計画策定	

用語解説

【英数字】

ＩＣＴ

“Information & Communication Technology（情報通信技術）”の略語で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。

ＮＰＯ

“Non-profit Organization”の略で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として民間公益活動を行う組織・団体のこと。

ＰＤＣＡサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の頭文字を取ったものであり、このサイクルを繰り返すことで、目標の達成に向けて継続的に業務の効率化や最適化を行うこと。

ＳＮＳ

”Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。Twitter、Facebook などが知られている。

【あ行】

アーカイブ配信

ライブ配信（リアルタイム配信）した動画を録画保存し、後から再配信する仕組みのこと。

アーツカウンシル

文化芸術に対する助成を基軸に、政府・行政組織と一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関のこと。

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることを意味し、芸術文化振興においては、生の芸術に接する機会の少ない方へ、体験機会を提供すること。

アクセシビリティ

近づきやすさ、アクセスのしやすさ、利用しやすさなどを意味し、施設やサービスを、障害の有無などにかかわらず誰もが不自由なく利用できるかどうかの度合いを表す。

オンラインツール

パソコンやスマートフォンなど、インターネットに接続できる機器を利用し、オンライン上で使うことができるツール（サービス）のこと。

【か行】

形成主体

コモンズに参加してそのコミュニティを構成する、団体や個人などの構成メンバーのこと。

【さ行】

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、期間を定めて委託する団体のこと。

社会的包摂

社会的に弱い立場にある人々も含め、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、より良い生活に向けて支え合う考え方のこと。

【は行】

プラットフォーム

異なるグループや要素を仲介し結びつけることでネットワークを構築する基盤のこと。

ポータルサイト

インターネットを使って目的の情報を見るときに、最初にアクセスする入口の役割を持つウェブサイトのこと。

【ら行】

リーディングプロジェクト

事業全体を進める上で、先導的な役割を果たすプロジェクトのこと。

ロジックモデル

事業や組織が最終的に目指す変化・効果の実現に向けた道筋を、体系的に図示化したもの。

八尾市芸術文化推進基本計画

発行年　令和４年６月
発　行　八尾市 魅力創造部 文化・スポーツ振興課
〒581-0006　大阪府八尾市清水町１丁目１番６号
TEL 072-924-3909 ／ FAX 072-924-3717
刊行物番号　R4-44